第４期香川県ひとり親家庭等自立促進計画

（計画期間　令和２年度～令和６年度）

令和２年３月

香　川　県

は　じ　め　に

香川県では、ひとり親家庭等の自立促進を図るため、平成19年度以降、３期にわたり「香川県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立促進に向け、子育てや生活の支援、就業支援、経済的支援などに取り組んできました。

ひとり親家庭の多くは、子どもの養育、収入、仕事、住居等の面で不安や悩みを抱えており、引き続き、自立促進に向けた支援の充実を図ることが必要であることから、現在の計画が終期を迎えるにあたり、広く関係者の意見を反映させるため設置した「香川県ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会」での議論を踏まえ、令和２年度から令和６年度までを計画期間とする「第４期香川県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。

この計画では、「ひとり親家庭等が自立し、安心して子どもを育てることができる環境づくり」を基本理念に、相談・情報提供機能の充実、子育て・生活支援の充実、就業支援体制の充実、経済的支援の充実、関係機関の連携強化の５つを基本目標として、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援を進めることとしています。

今後は、この計画に沿って、市町や関係機関等と連携・協力しながら、ひとり親家庭等が自立し、安心して子どもを育てることができる環境づくりに向けた各種施策を一層推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたりまして、香川県児童福祉審議会、香川県ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会をはじめ、多くの方々から貴重なご意見、ご提案をいただきましたことに深く感謝いたします。

令和２年３月

香川県健康福祉部子ども政策推進局長　　小　川　秀　樹

目　　次

第１章　計画の概要

１　計画の策定趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
２　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
３　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

第２章　ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

１　ひとり親家庭等の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
２　「香川県ひとり親世帯等実態調査」について　・・・・・・・・　６
３　ひとり親家庭等が抱える課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

第３章　施策の基本的な考え方

１　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
２　施策の基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
３　施策体系のイメージ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

第４章　施策の具体的な取組み

１　相談・情報提供機能の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
２　子育て・生活支援の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
３　就業支援体制の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
４　経済的支援の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
５　関係機関の連携強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
６　施策の一覧、主な関係機関　・・・・・・・・・・・・・・・・・４５

第１章　計画の概要

１　計画の策定趣旨

２　計画の位置づけ

３　計画の期間

第１章　計画の概要

１　計画の策定趣旨

ひとり親世帯数は国勢調査によると、平成７年以降、増加傾向が続いています。ひとり親家庭では、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなり、子どもの養育、収入、仕事、住居などの面でさまざまな困難に直面し、心身ともに負担が大きいという状況があり、自立支援をさらに進める必要があります。

このため、県では、平成 19 年３月、平成 22 年３月及び平成 27 年３月に「香川県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立を促進するため、総合的に施策展開を図ってまいりました。

また、国においては、平成 27 年 10 月２日に「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（厚生労働省告示第 417 号）を策定し、「子育てや生活の支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」を総合的かつ計画的に推進するとの基本目標を掲げています。

こうしたなか、県では、平成 27 年に策定した計画が終期を迎えることから、これまでの取組みの検証を行うとともに、平成 30 年８月に「香川県ひとり親世帯等実態調査」を実施し、その結果と国が定める基本的方針を踏まえた計画を策定するものです。

この計画における用語の説明

母子家庭（世帯）・父子家庭（世帯）・・	配偶者のいない女子又は配偶者のいない男子とその扶養を受けている児童（満 20 歳未満であって、未婚の者）で構成されている家庭（世帯）
寡婦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	かつて母子家庭の母であった方で、子どもが成人し、現在も配偶者のない状態にある方
ひとり親家庭（世帯）・・・・・・・・・・	母子家庭（世帯）、父子家庭（世帯）
ひとり親家庭等・・・・・・・・・・・・	母子家庭、父子家庭、寡婦
ひとり親家庭の親等・・・・・・・・・・	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦

２　計画の位置づけ

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に定める「自立促進計画」です。

３　計画の期間

この計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

また、法律及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が見直された場合や、新たに盛り込むべき施策などが生じた場合には、状況に応じ見直しを行います。

第２章　ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

１　ひとり親家庭等の現状

２　「香川県ひとり親世帯等実態調査」について

３　ひとり親家庭等が抱える課題

第２章　ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

１　ひとり親家庭等の現状

（１）　ひとり親世帯数の推移

香川県の母子世帯数は、平成 12 年 5,013 世帯、平成 17 年 6,205 世帯、平成 22 年 6,322 世帯、平成 27 年 6,396 世帯と世帯数は増加傾向にあります。また、父子世帯は、平成 12 年 714 世帯、平成 17 年 770 世帯、平成 22 年 772 世帯、平成 27 年 750 世帯と横ばい状態にあります。

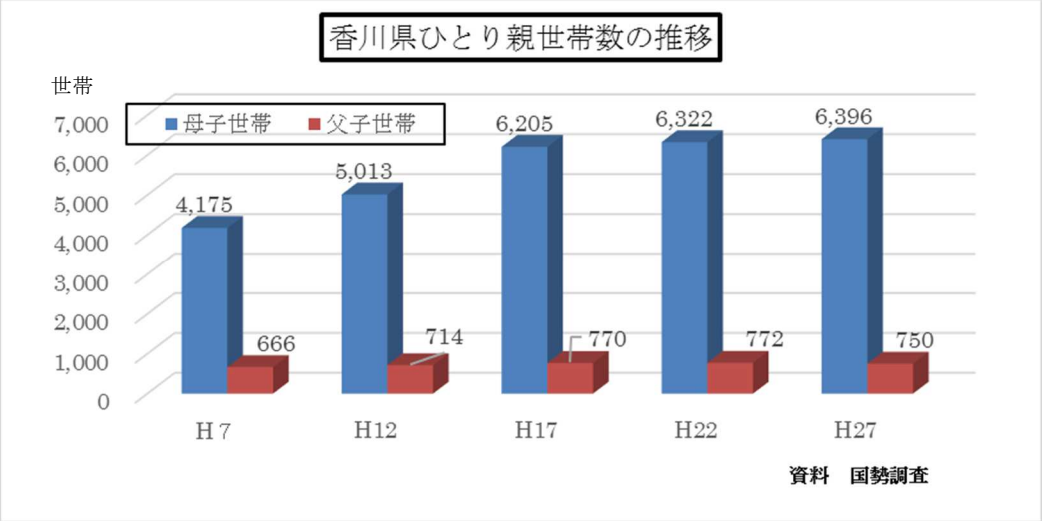

（２）　離婚件数及び離婚率の推移

本県における離婚件数は、平成 19 年から平成 22 年の間は 1,950 件前後でしたが、その後は減少傾向にあり、平成 29 年は 1,684 件となりました。離婚率（人口千人あたりの離婚件数）は平成 19 年から平成 22 年の間は 1.95 前後であり、その後は年ごとに増減はあるものの、概ね低下傾向にあり、平成 29 年には 1.76 となりました。

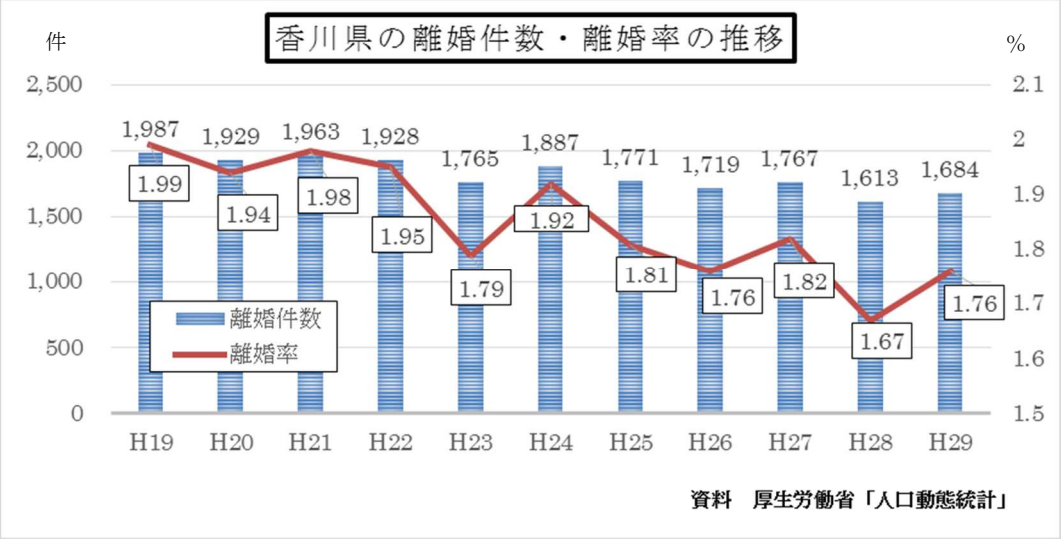

（３）児童扶養手当受給者数の推移

本県の児童扶養手当受給者数は、平成 22 年度に 9,000 人を超え、平成 24 年度に 9,702 人とピークを迎えた後、減少しており、平成 30 年度には 8,210 人となっています。

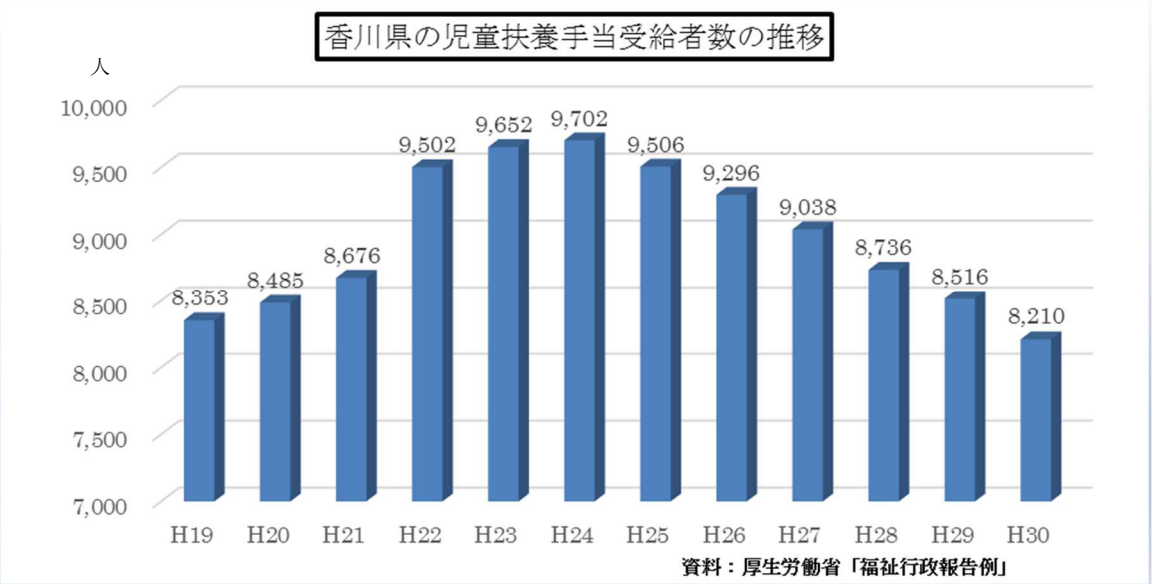

２　「香川県ひとり親世帯等実態調査」について

（１）調査の概要

①　調査の目的

「香川県ひとり親家庭等自立支援計画」の策定にあたり、県内のひとり親家庭等の生活実態等を把握し、今後のひとり親家庭等への福祉施策を効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

②　調査対象の抽出方法

(1) 母子世帯　：児童扶養手当受給資格者名簿（７，８０３名）から無作為に抽出した２，８０９世帯

(2) 父子世帯　：児童扶養手当受給資格者名簿（６１２名）から無作為に抽出した２７０世帯

(3) 寡　　婦　：一般財団法人香川県母子寡婦福祉連合会会員のうち７０歳未満の寡婦１１８名

③　調査基準日及び調査期間

基 準 日：平成 30 年８月１日

調査期間：平成 30 年８月１日～８月 31 日

④ 調査項目

(1) ひとり親家庭等の状況について

(2) 養育費について

(3) 面会交流について

(4) 子どもの習い事について

(5) 親の就業状況

(6) 住居の状況

(7) 家計の状況

(8) 健康について　　など

⑤　調査実施状況

	母子世帯	父子世帯	寡婦	合計
配布数	2,809	270	118	3,197
有効回収数	801	69	68	983
有効回収率	28.5%	25.6%	57.6%	29.3%

（２）調査結果から

①　世帯の状況

母子世帯の母の年齢は、「40 歳～44 歳」（29.3%）が最も多く、扶養している子どもの人数は「１人」が 46.1%、「２人」は 36.7%となっています。また、母子世帯になった時の年齢は、30 歳～34 歳が 28.6%となっています。

父子世帯の父の年齢は、「35 歳～39 歳」（24.6%）が最も多く、扶養している子どもの人数は「１人」が 37.7%、「２人」は 30.4%となっています。

寡婦の平均年齢は、「60 歳～64 歳」（42.6%）が最も多くなっています。

１－１　ひとり親世帯の親の年齢

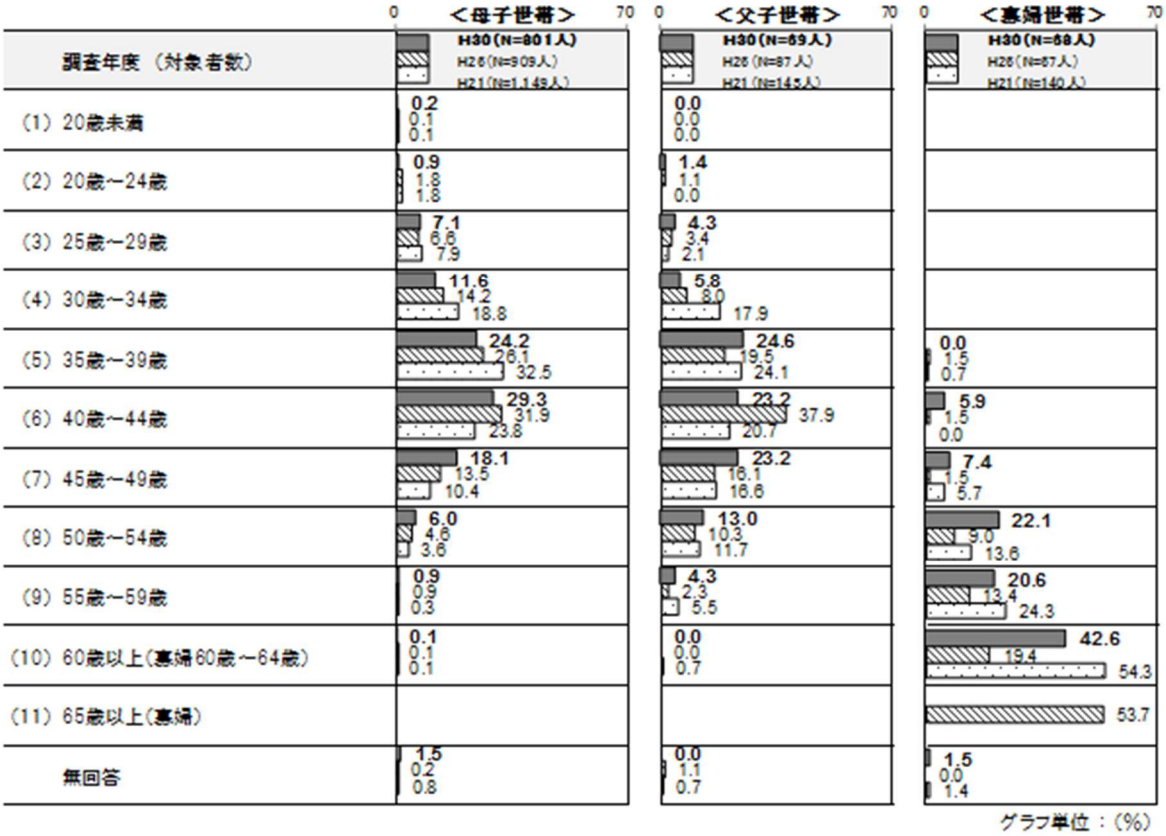

１－２　扶養している子どもの人数

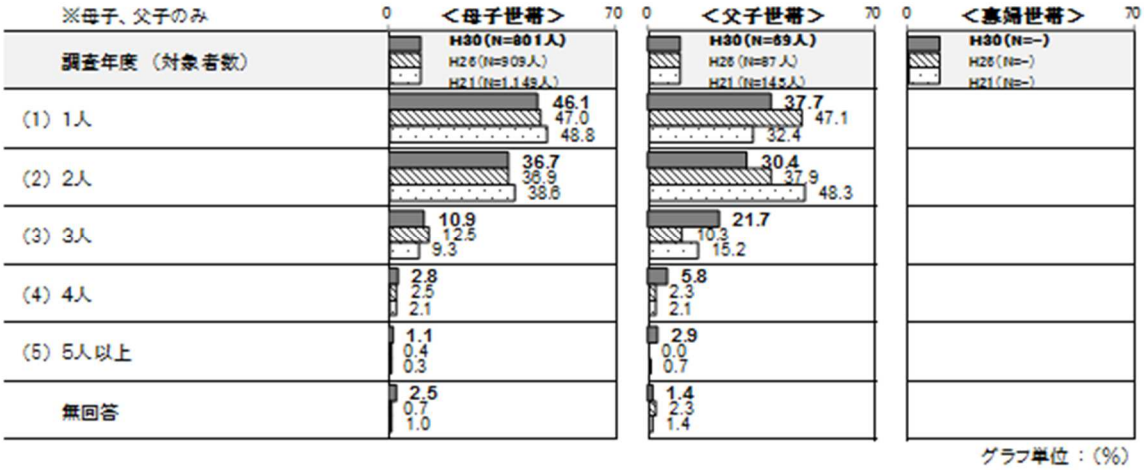

１－３　ひとり親世帯になった時の年齢

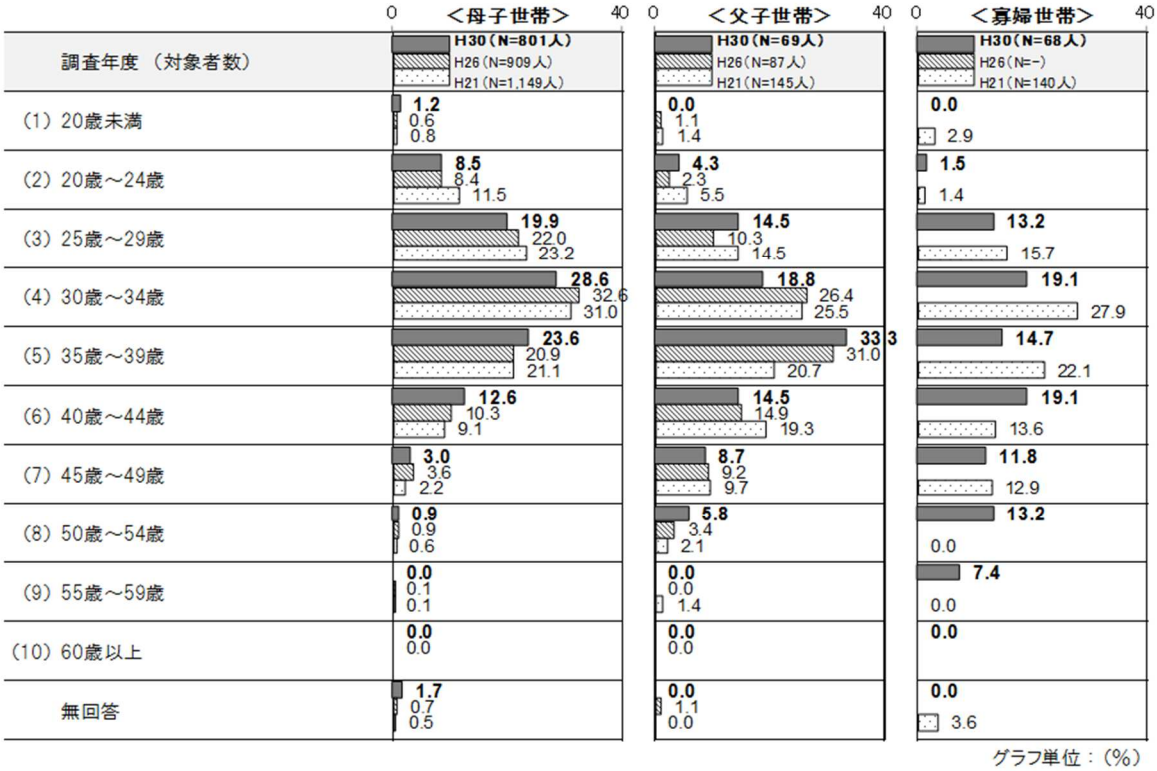

② 母子世帯・父子世帯となった理由

母子世帯、父子世帯ともに、「離婚によるもの」が最も多く、「経済的な理由による離婚」が母子世帯で 20.7%、父子世帯で 7.2%です。「暴力が理由による離婚」は、母子世帯で 13.6%です。「その他の理由による離婚」については、母子世帯で 59.7%、父子世帯で 76.8%です。

次いで多いのが、母子世帯では「未婚の母」(10.2%)、父子世帯で「配偶者の病死」(8.7%) となっています。

寡婦世帯では、「配偶者の病死」(44.1%) が最も多くなっています。

２－１　ひとり親世帯になった理由

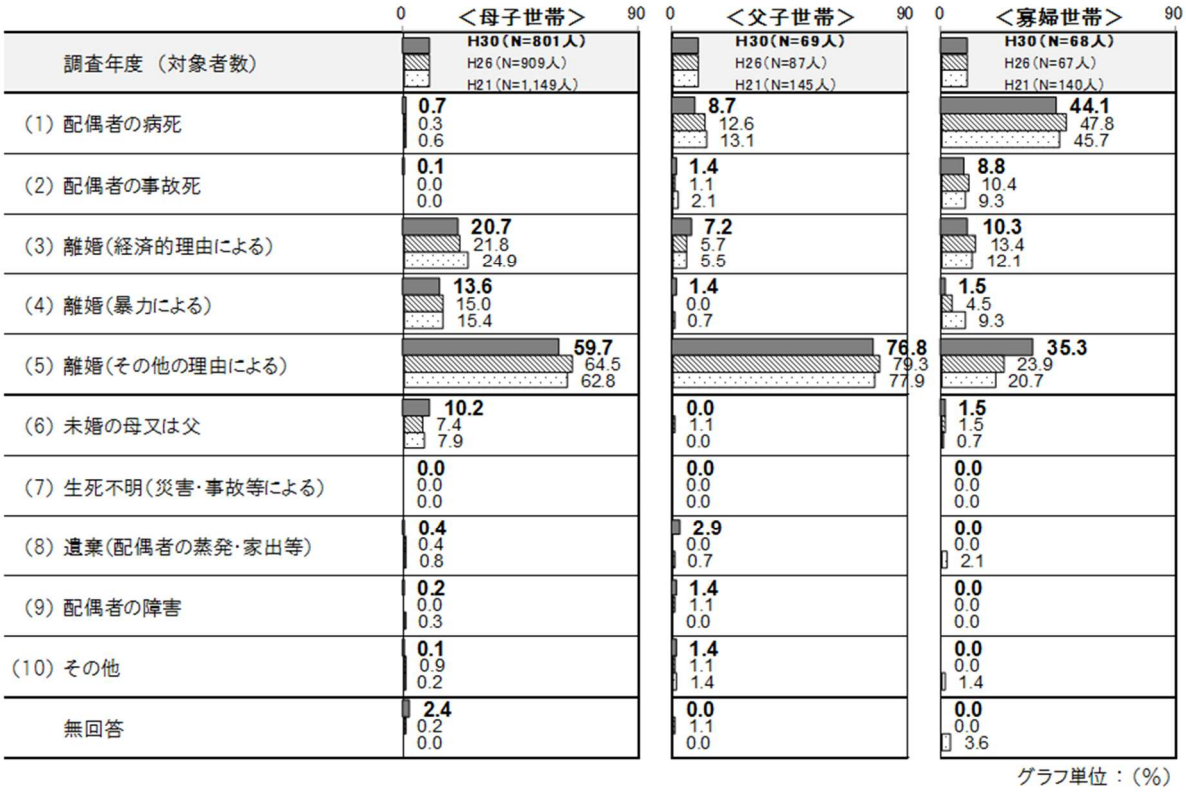

③　住宅

母子世帯については、持家率は 21.0%で、「民間借家、アパート」が最も多く 30.7%、次いで「実家」が 28.0%となっています。

父子世帯については、「持家」が最も多く 47.8%、次いで「実家」が 26.1%となっています。寡婦については、64.7%が持家で生活しています。

３－１　住宅の種類

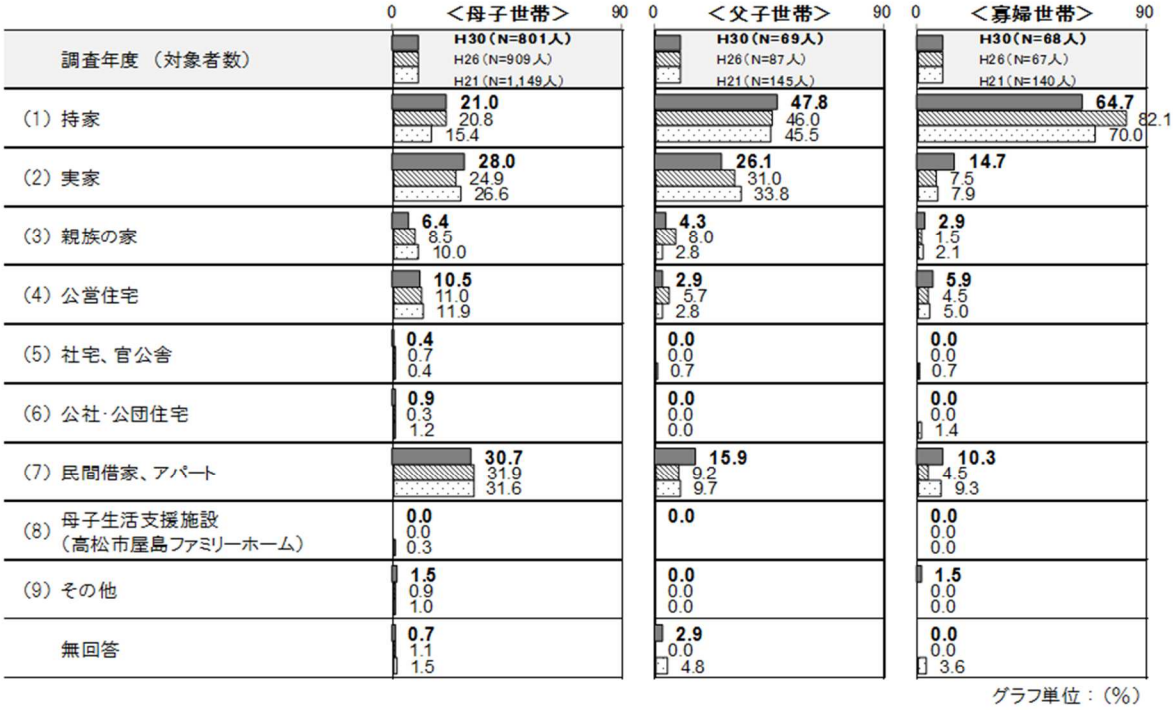

④　就業状況

母子世帯の母では、ひとり親になった当時は常用雇用が 29.5%、臨時雇用が 37.8%、無職が 19.4%となっています。現在は就労している人が 92.3%であり、そのうち常用雇用が 54.1%、臨時雇用が 32.9%となっています。職種は、事務職が最も多く 29.0%、次いで専門的･技術的職業が 26.7%となっています。また、今の仕事を続けたい人が 53.6%、転職をしたいが今の仕事を続けざるを得ない人が 24.6%となっています。転職又は退職を希望する人の理由は、「収入が少ない」が 57.6%、「休みが取りにくい」と「職場の人間関係」が 23.2%となっています。今後取得したい資格としては、「パソコン」が 17.4%、「簿記・会計」、「医療事務」が 10%程度、「看護師」、「介護福祉士」、「栄養士・調理師」が５%程度となっています。

父子世帯の父は、ひとり親になった当時は常用雇用が 75.4%、臨時雇用が 2.9%、自営業が 14.5%となっており、現在は就労している人が 98.6%であり、そのうち常用雇用が 67.6%、臨時雇用が 5.9%、自営業が 20.6%となっています。職種は、技能工・生産工程従事者が最も多く 30.9%、次いで専門的・技術的職業が 11.8%となっています。

また、現在の仕事の継続意向については、母子世帯の母、父子世帯の父ともに、約半数が「今の仕事を続けたい」とする一方、母子世帯の母、父子世帯の父の 40%程度は、転職又は退職をしたいとの意向をもっています。

転職・退職意向の理由は「収入が少ない」が最も多くなっており、次いで「休みが取りにくい」となっています。

４－１　ひとり親世帯になった当時の就業形態

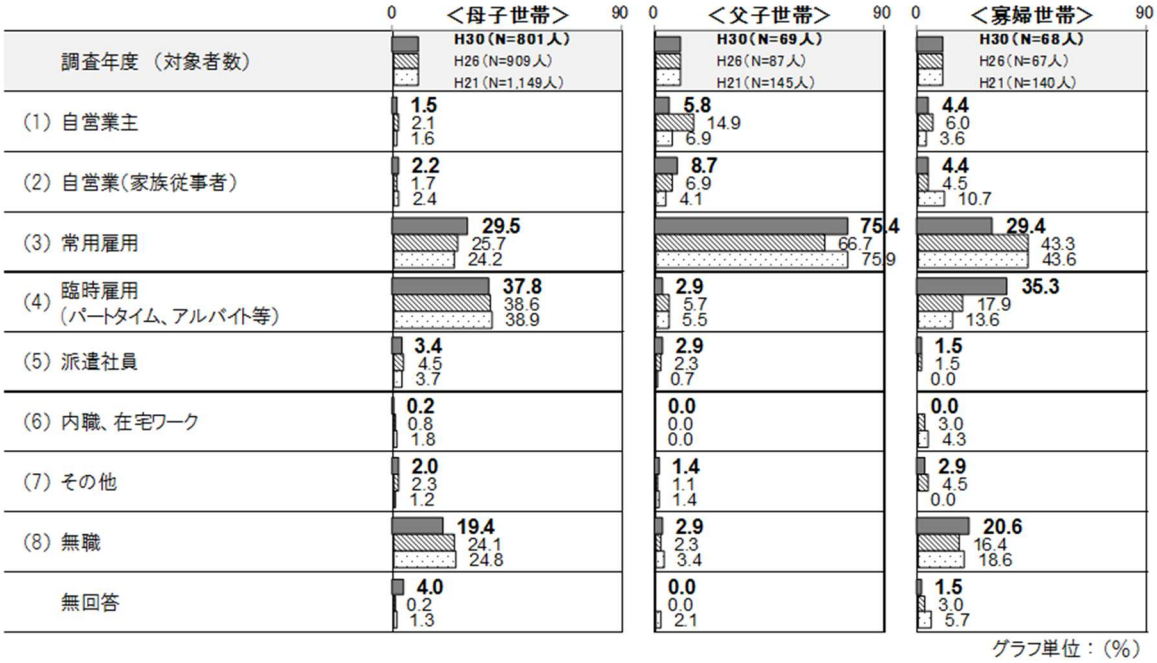

４－２　現在の就業形態

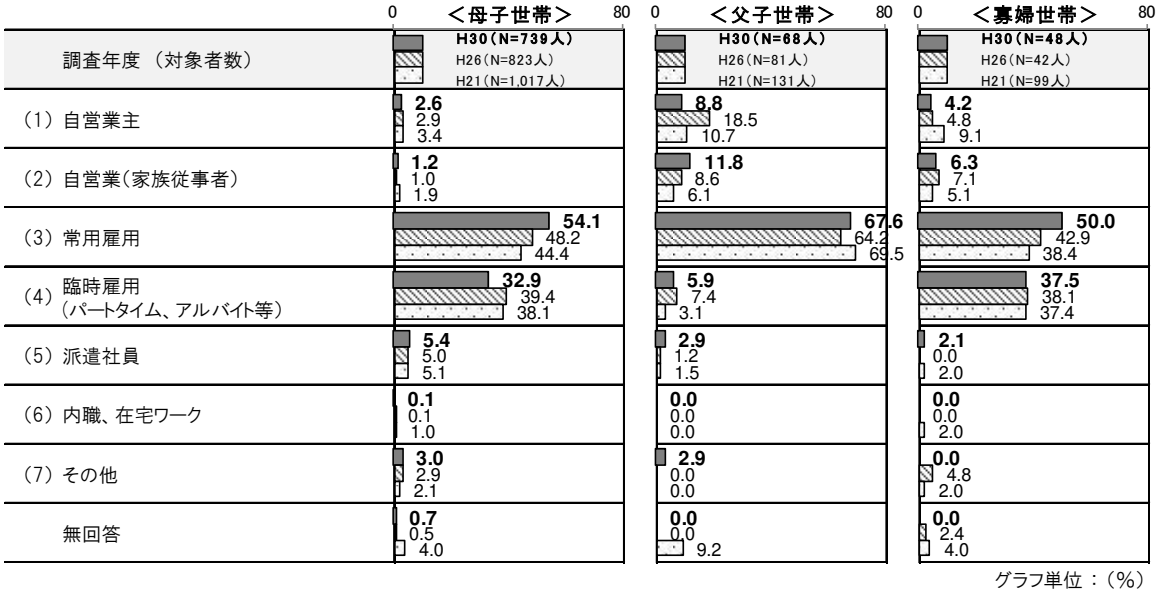

グラフ単位：（%）

４－３　現在の職種

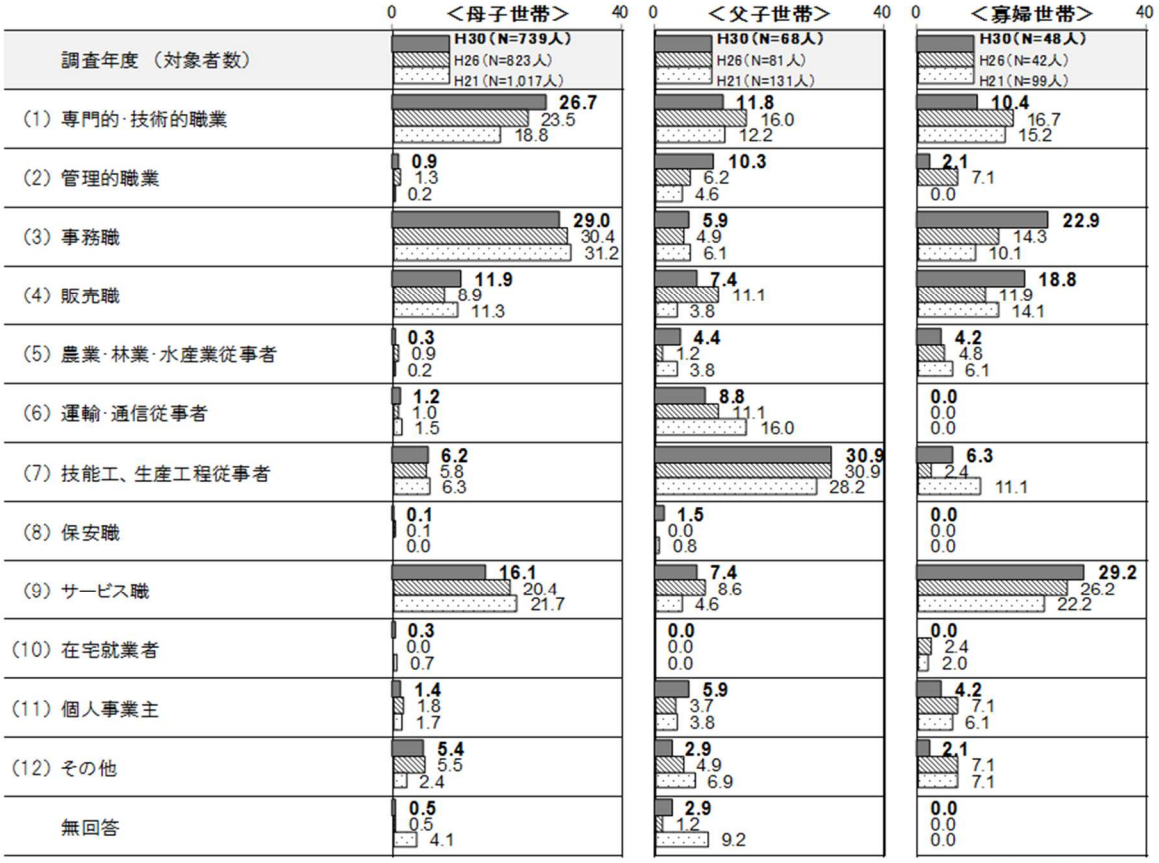

グラフ単位：（%）

４－４　現在の仕事の継続意向

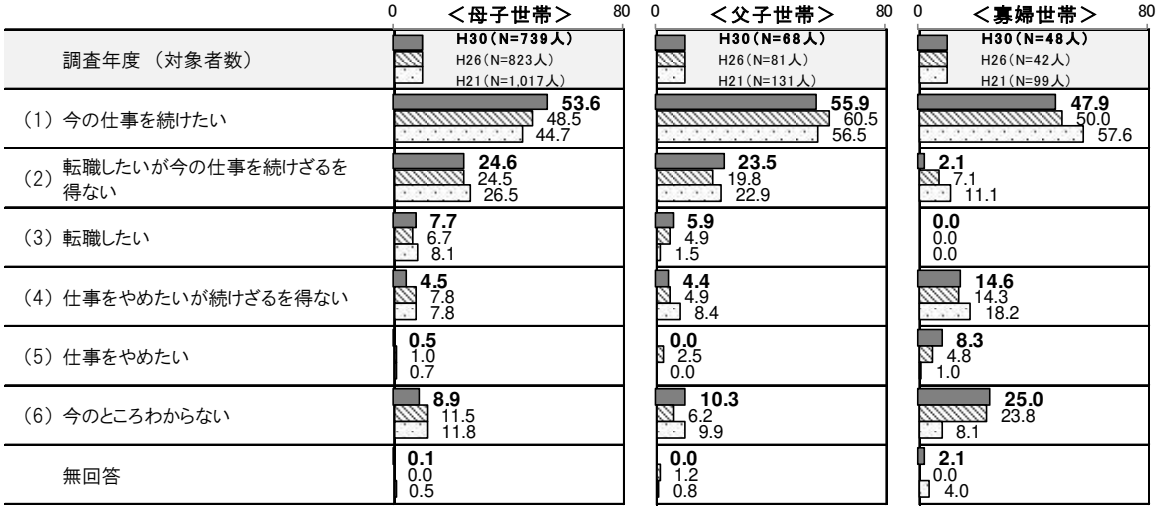

グラフ単位：（%）

４－５　転職・退職意向の理由

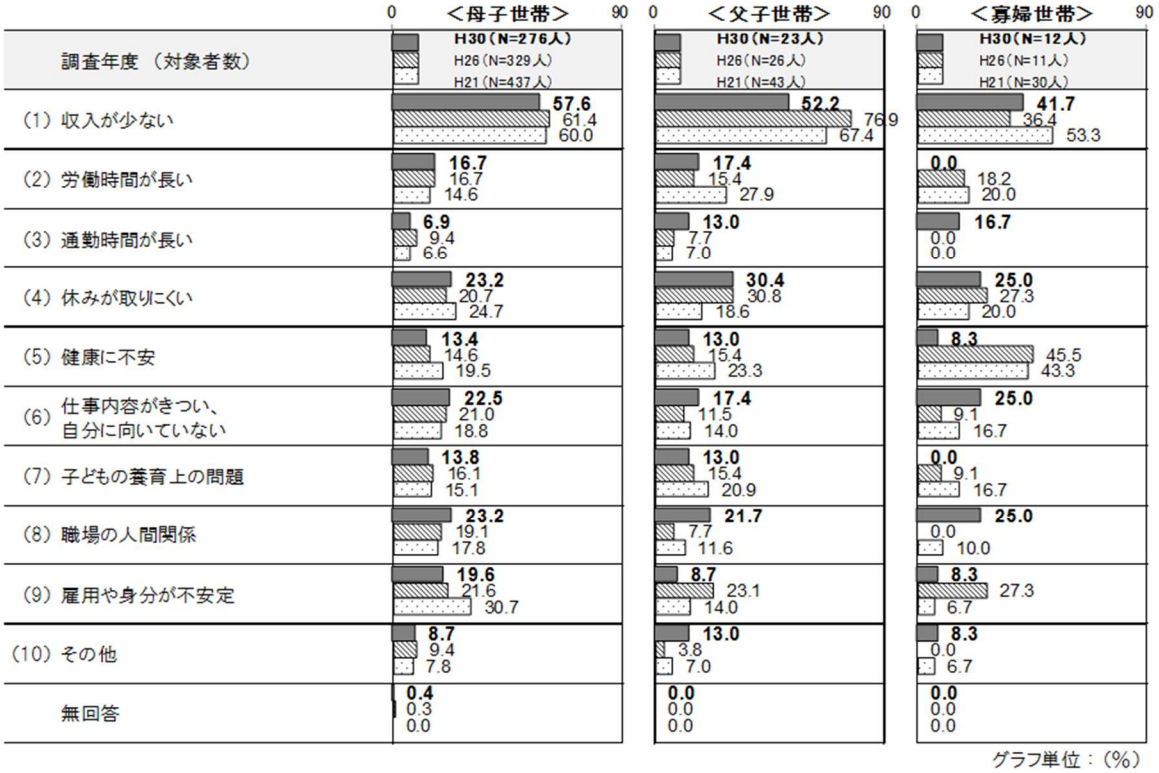

グラフ単位：（%）

⑤　仕事上で困ること

母子世帯、父子世帯ともに、「収入が少ない」が最も多く、それぞれ 42.2%、39.7%となっています。次いで、「子どもが病気等でも休みが取りにくい」がそれぞれ 20.7%、27.9%となっています。

５－１　仕事上で困ること

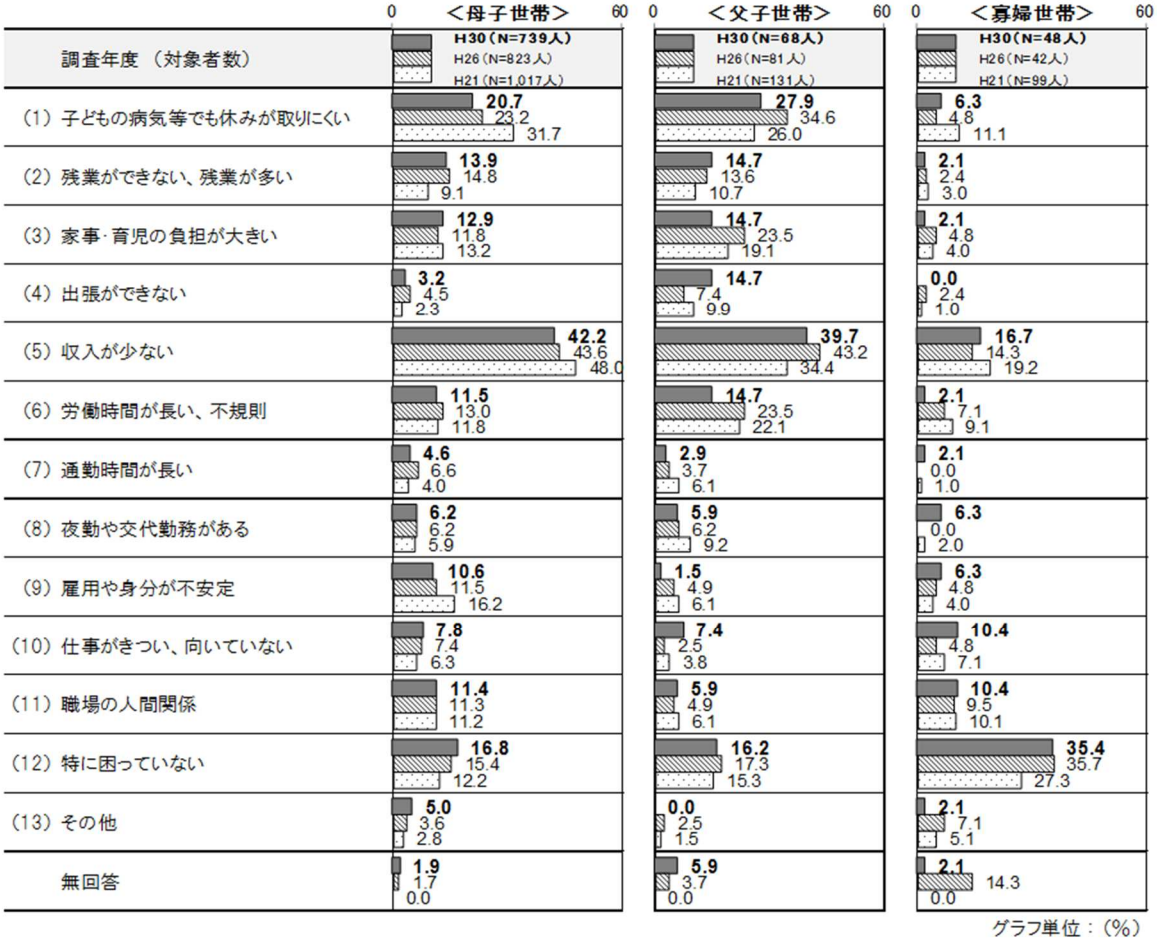

⑥　収入・生活状況

母子世帯の年収は、「100 万円から 150 万円未満」が 18.0%で最も多く、「200 万円未満」の世帯が全体の 49.0%を占めており、平均年収は 224.1 万円で、前回調査（26 年度）に比べ 45.8 万円増加しています。また、就労収入の月平均は、全就業形態平均で 16.5 万円となっており、前回調査より 2.2 万円増加しています。

父子世帯の年収は、「250 万円から 300 万円未満」が 20.3%で最も多く、「400 万円未満」の世帯が全体の 68.0%を占めており、平均年収は 323.4 万円で、前回調査（26 年度）に比べ 81.0 万円増加しています。また、就労収入の月平均は、全就業形態平均で 24.2 万円となっており、前回調査より 3.2 万円増加しています。

また、現在の生活状況として、母子世帯の 69.2%、父子世帯の 71.0%、寡婦の 39.7%が「やや苦しい」又は「苦しい」と考えています。

６－１　世帯収入

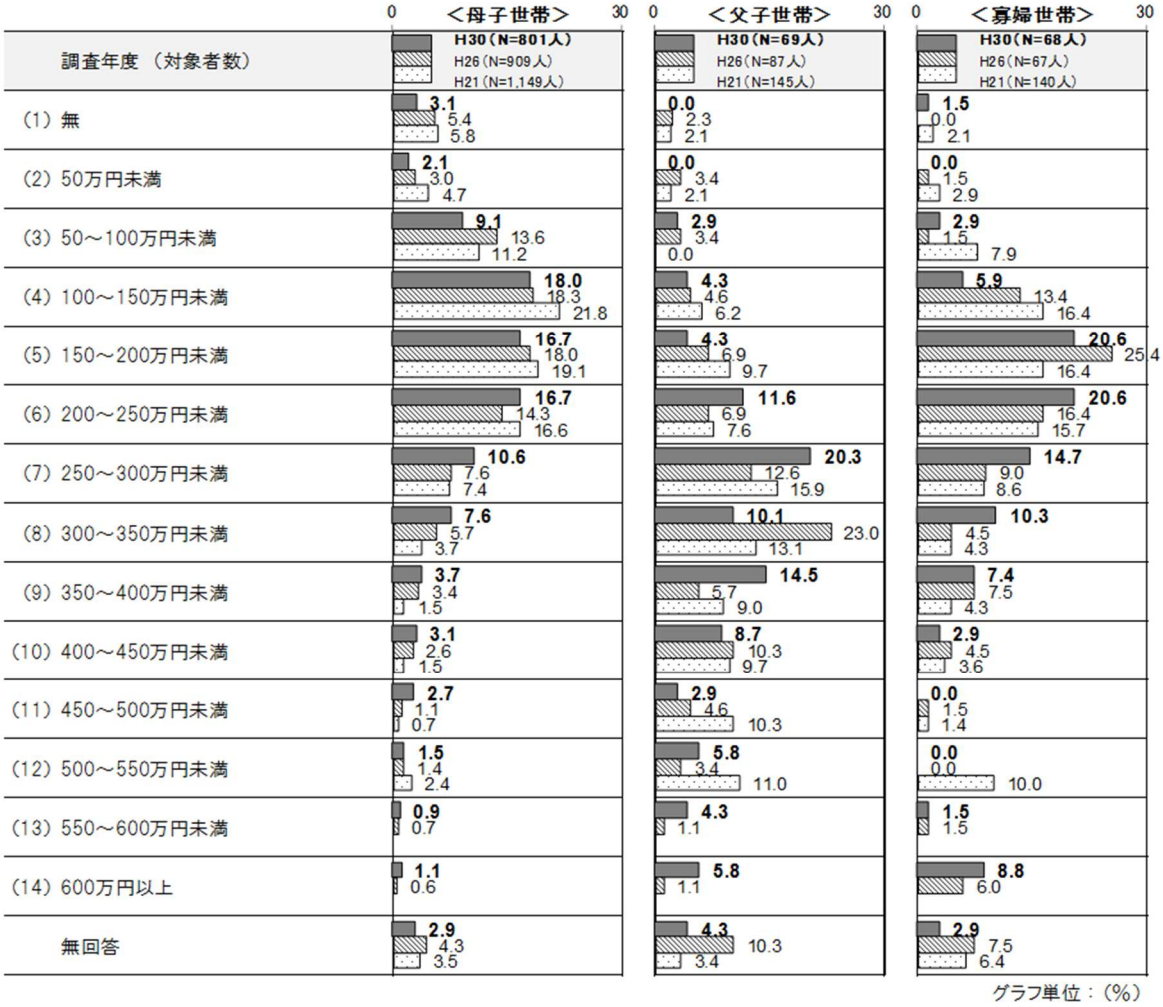

世帯の年収（平均）	＜母子世帯＞	＜父子世帯＞	＜寡婦世帯＞
平成 30 年度	**224.1 万円**	**323.4 万円**	**247.0 万円**
平成 26 年度	178.3 万円	242.4 万円	200.8 万円
平成 21 年度	175.2 万円	328.8 万円	242.4 万円

６－２　生活状況

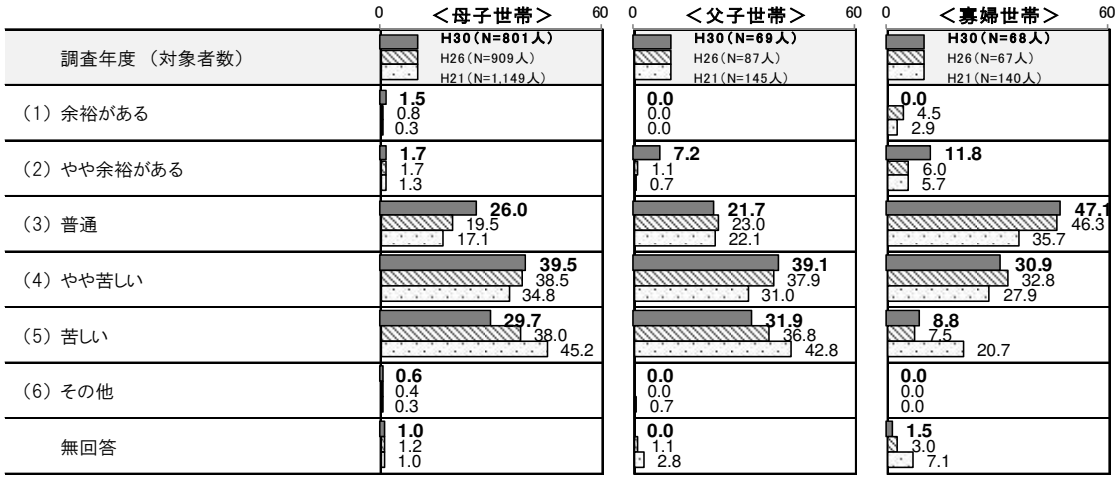

グラフ単位：（%）

⑦　ひとり親世帯になった時に困ったこと

母子世帯では、「生活費のこと」(75.0%) が最も多く、父子世帯では、「子どもの世話、教育」(62.3%) が最も多くなっています。

寡婦世帯では、「生活費のこと」(39.7%) が最も多くなっています。

７－１　ひとり親世帯になった当時に困ったこと

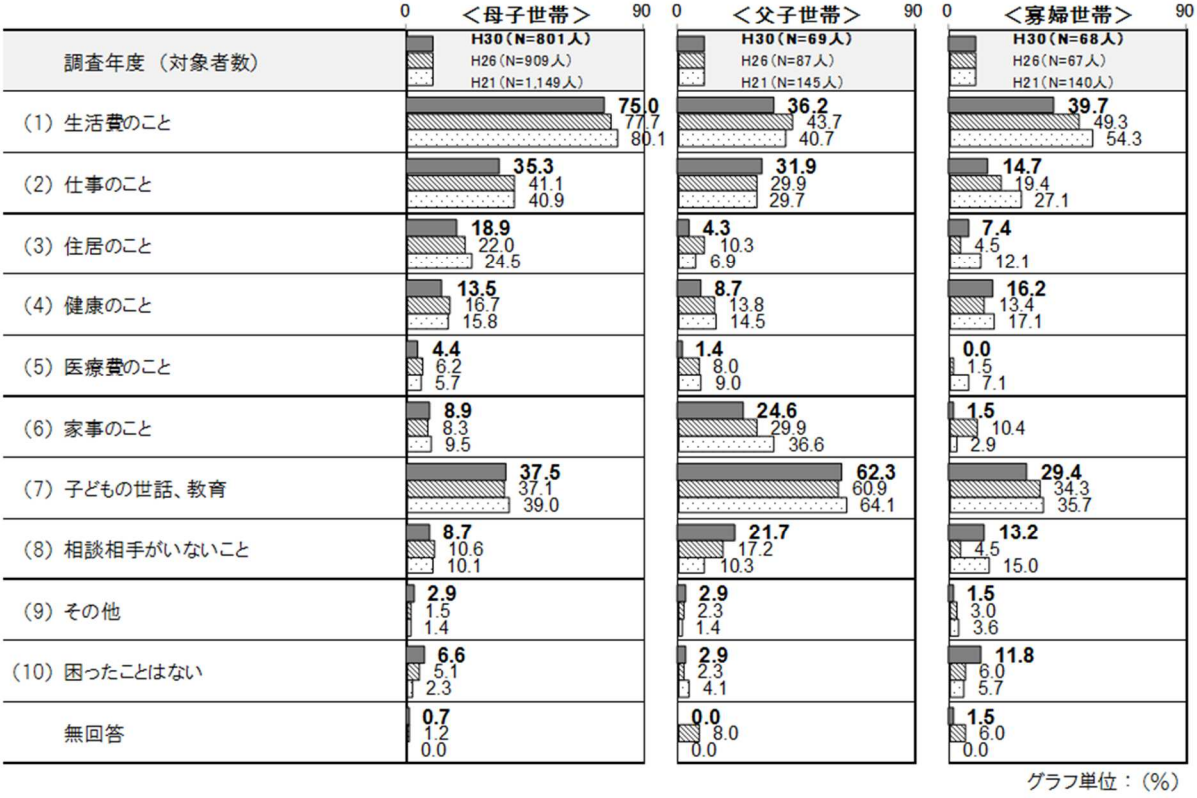

⑧　最近困っていること

最近困っていること(子どものこと以外)では、母子世帯では「生活費のこと」(52.1%)、次いで「老後のこと」、「仕事のこと」、「自分の健康のこと」となっています。

父子世帯では、「生活費のこと」(43.5%)、次いで「老後のこと」(31.9%) です。

寡婦では、「老後のこと」(35.3%) が最も多く、次いで「自分の健康のこと」(33.8%) となっています。

子どもについての悩みとしては、母子世帯、父子世帯ともに、「進学のこと」が最も多く、次いで「養育のこと」となっています。

８－１　子ども以外についての悩み

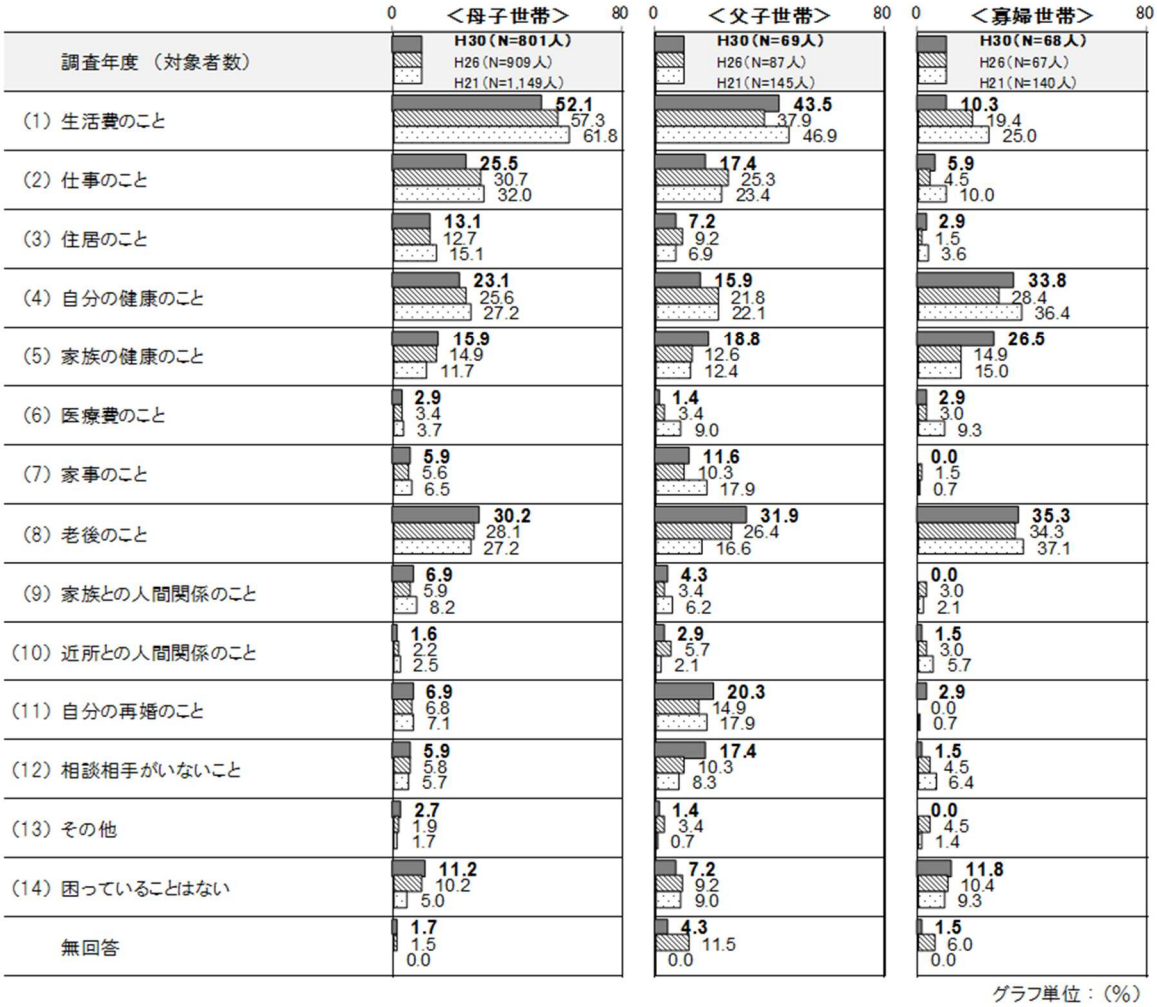

８－２　子どもについての悩み

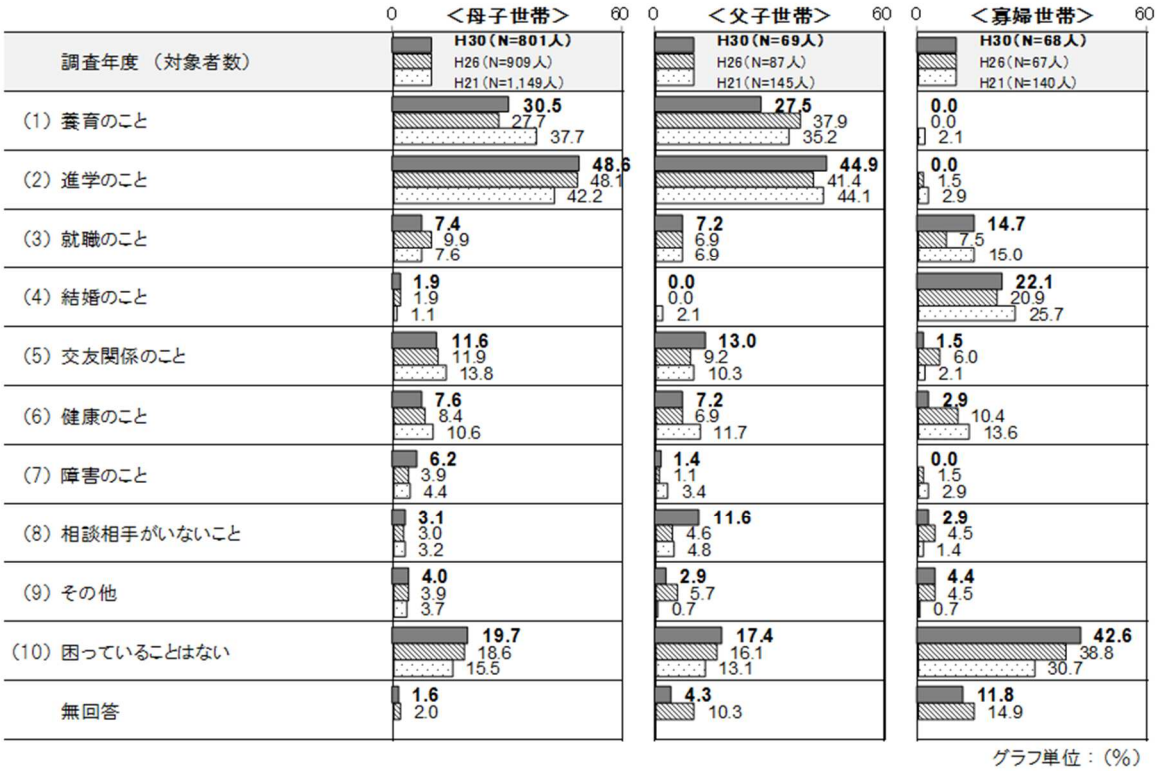

⑨ 子どもの習い事について

子どもの習い事については、母子世帯、父子世帯ともに約 46%が「塾に行かせていない、習い事をさせていない」となっています。

子どもが塾に行っていない又は習い事をしていない理由としては、母子世帯、父子世帯ともに、「経済的に余裕がないから」の回答が最も多く、母子世帯では 85.7%、父子世帯では 55.6%となっています。

９－１　子どもの習い事の有無

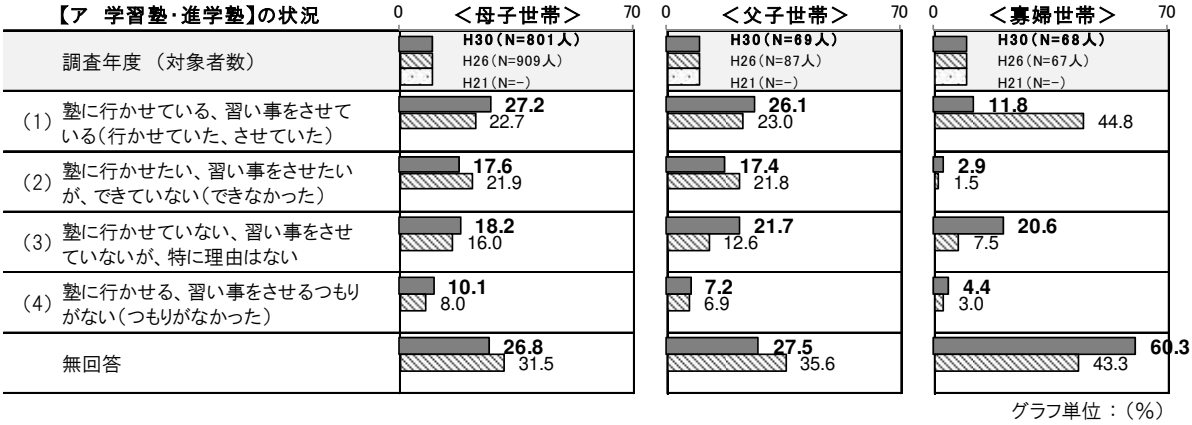

９－２　子どもが塾や習い事をしていない・していなかった理由

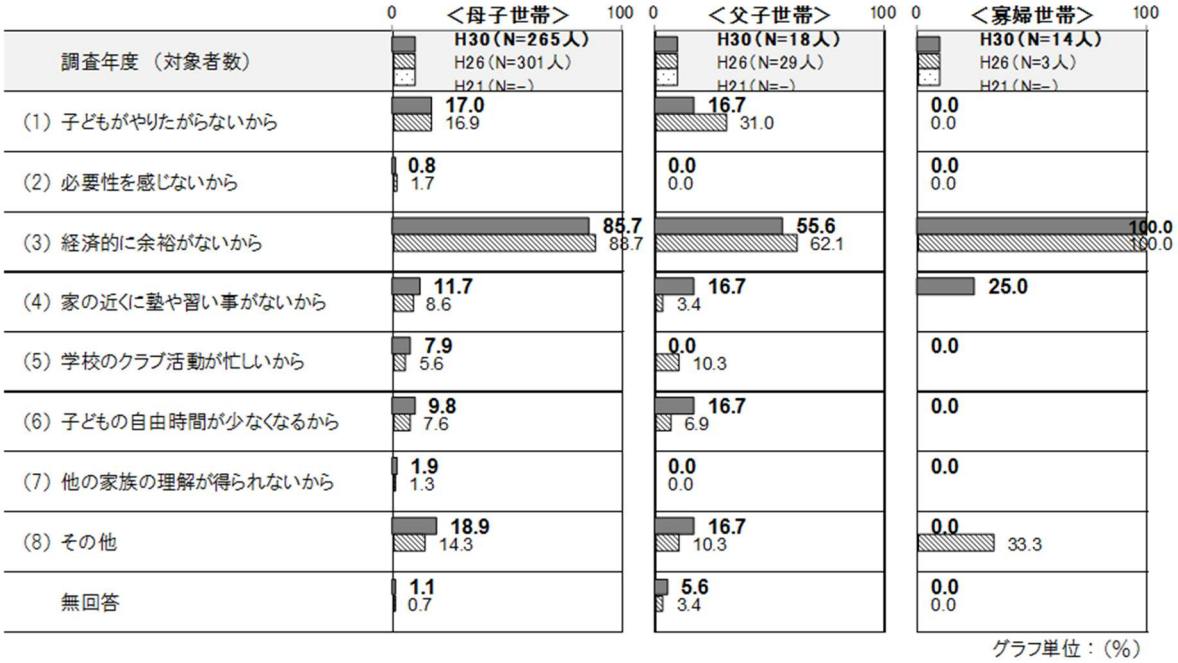

⑩　養育費について

養育費については、母子世帯では「取り決めをしていないし、一度も支払われていない」が 47.4%と最も多くなっています。父子世帯でも「取り決めをしていないし、一度も支払われていない」が 67.8%と最も多く、前回調査（26 年度）、前々回調査（21 年度）とほぼ同じ結果となっています。

養育費の取り決めをしていない理由としては、母子世帯では「元夫と縁を切りたかった。関わりたくなかった」が 48.9%と最も多く、次いで「相手に払う意思がない」が 44.0%、「相手に経済力がない」が 36.9%の順となっています。父子世帯では「相手に経済力がない」が 52.5%と最も多くなっています。

養育費の取り決め額（月額）をみると、母子世帯では「３万円～４万円未満」が 27.6%と最も多く、平均額は 4.23 万円となっています。父子世帯では「３万円～４万円未満」が 50.0%と最も多く、平均額は 3.50 万円となっています。

養育費について「取り決めをしており、そのとおり支払われている」世帯は、母子世帯で 27.6%、父子世帯で 16.9%となっており、前回調査（26 年度）、前々回調査（21 年度）と比較すると「取り決めをしており、そのとおり支払われている」世帯の割合が増加しています。

１０－１　養育費の取り決めの状況

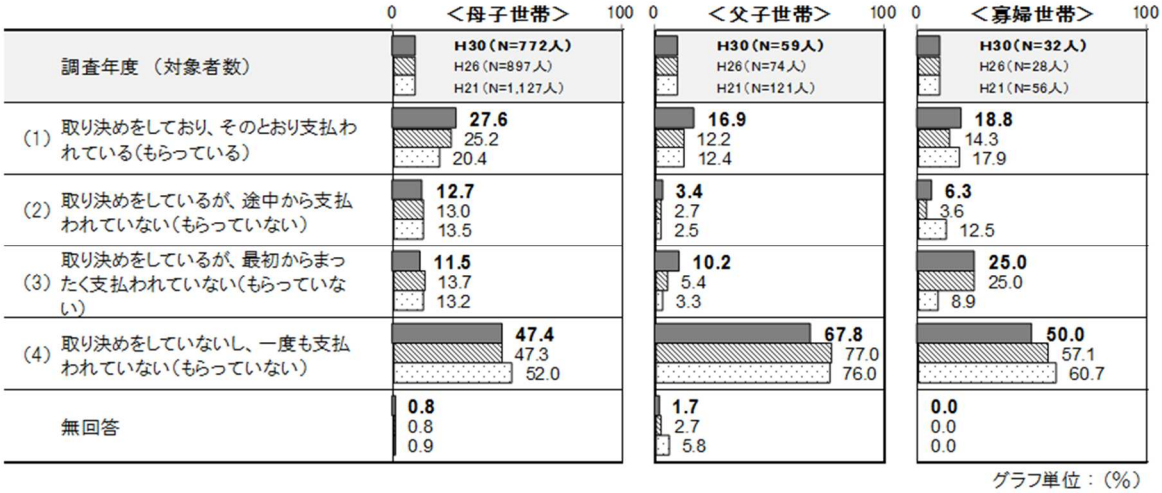

１０－２　養育費の取り決め額

養育費の取り決め額(月額平均)	＜母子世帯＞	＜父子世帯＞	＜寡婦世帯＞
平成 30 年度	**4.23 万円**	**3.50 万円**	**2.80 万円**
平成 26 年度	4.28 万円	1.90 万円	5.25 万円
平成 21 年度	4.04 万円	2.51 万円	2.62 万円

１０－３　養育費の取り決めをしていない・しなかった理由

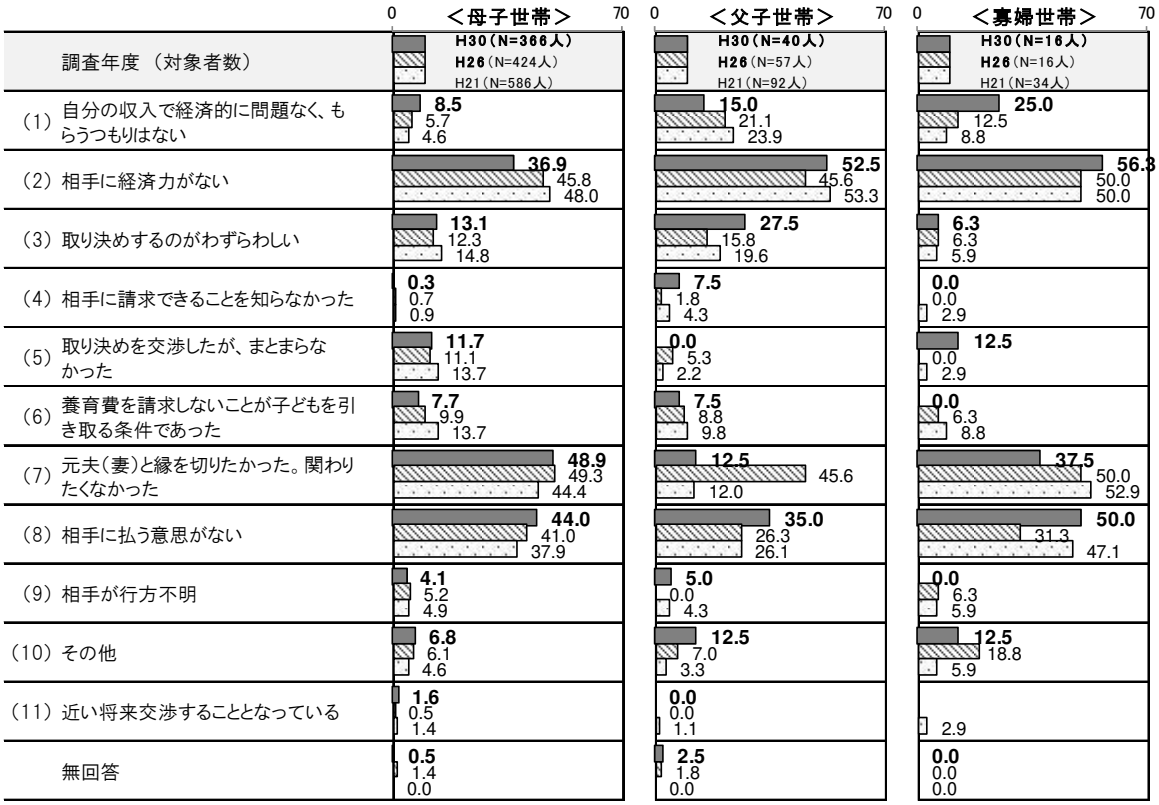

グラフ単位：（%）

⑪　面会交流について

面会交流の取り決め状況については、母子世帯では「取り決めをしていない」(47.6%)が最も多くなっており、次いで「お互いの協議で取り決めたが、文書や記録はない」(17.9%)となっています。

面会交流の実施状況については、母子世帯では「面会交流をおこなったことがない」が、45.3%と最も多くなっています。また、父子世帯では、「現在も面会交流をおこなっている」が 44.9%と最も多くなっています。

１１－１　面会交流の実施状況

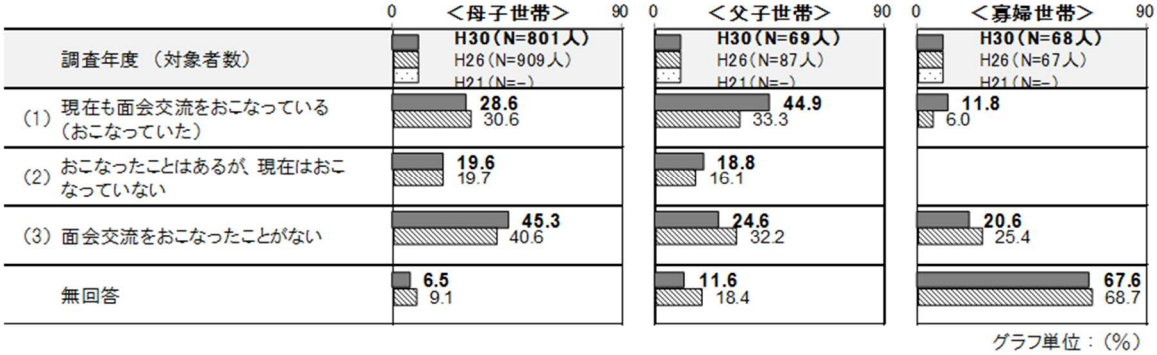

１１―２　面会交流の実施状況

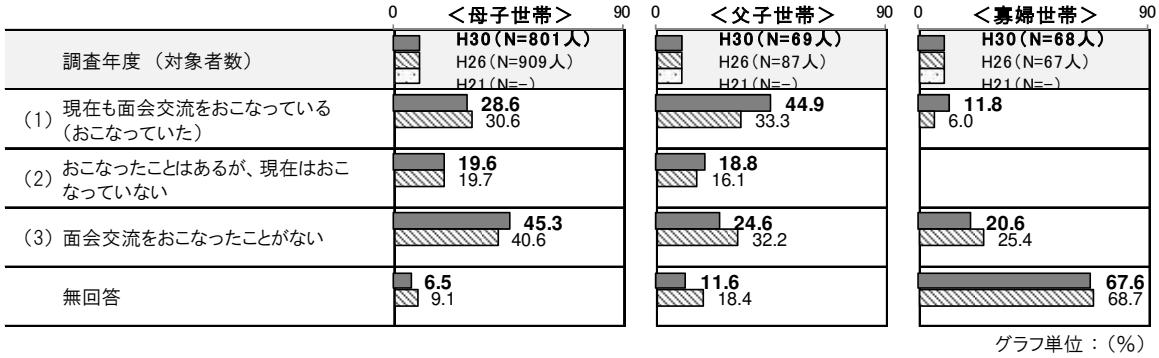

⑫ 困ったときの主な相談相手

母子世帯は「同居の家族」(45.9%) が最も多く、前回調査 (26 年度) より 18.3%、前々回調査 (21 年度) より 9.5%増加しています。次いで「友人・知人」(43.1%) となっています。

父子世帯では「同居の家族」(43.5%) が最も多く、次いで「友人・知人」(30.4%) となっています。

１２－１　困った時の主な相談相手

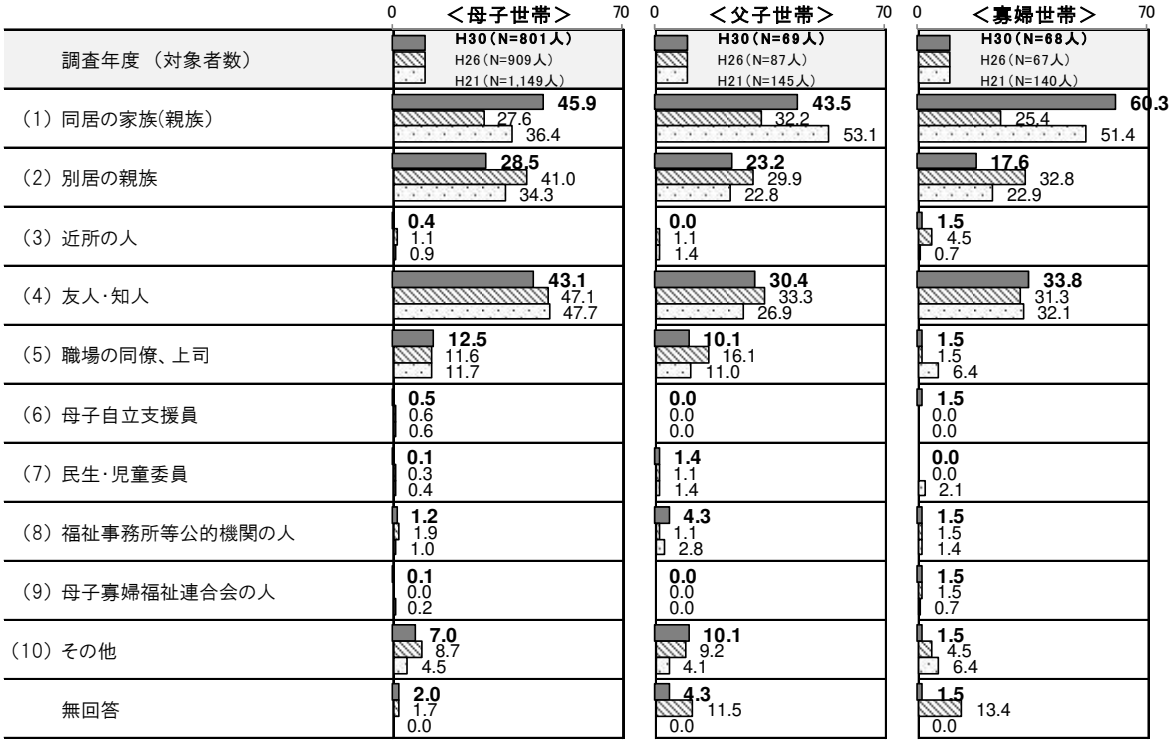

⑬　福祉制度への要望、利用意向

母子世帯、父子世帯ともに「日常生活支援事業の充実」が最も多く、30%程度の人が希望しています。そのほか、母子世帯では「住居にかかる支援の充実」が 29.6%、「医療費助成事業の充実」が 20.8%と多くなっています。父子世帯では、「公的貸付金制度の充実」と「医療費助成事業の充実」を希望する人がそれぞれ 21.7%となっています。寡婦では、「医療費の助成」についての希望が 27.9%と最も多くなっています。

福祉制度の利用意向については、母子世帯、父子世帯とも「児童扶養手当」が最も多く、次いで母子世帯では「母子福祉資金の貸付事業」が、父子世帯では「日常生活支援事業」が多くなっています。

１３－１　行政や福祉制度に対する要望

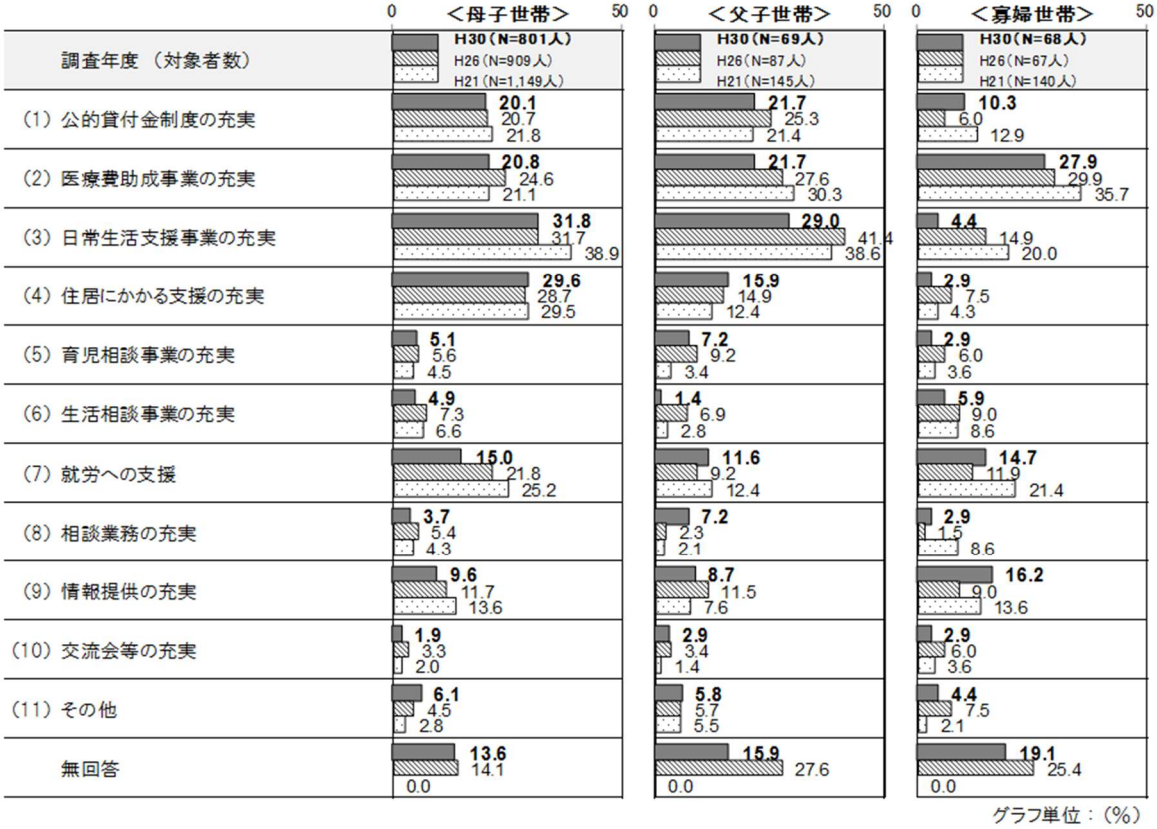

１３－２　福祉制度の利用意向

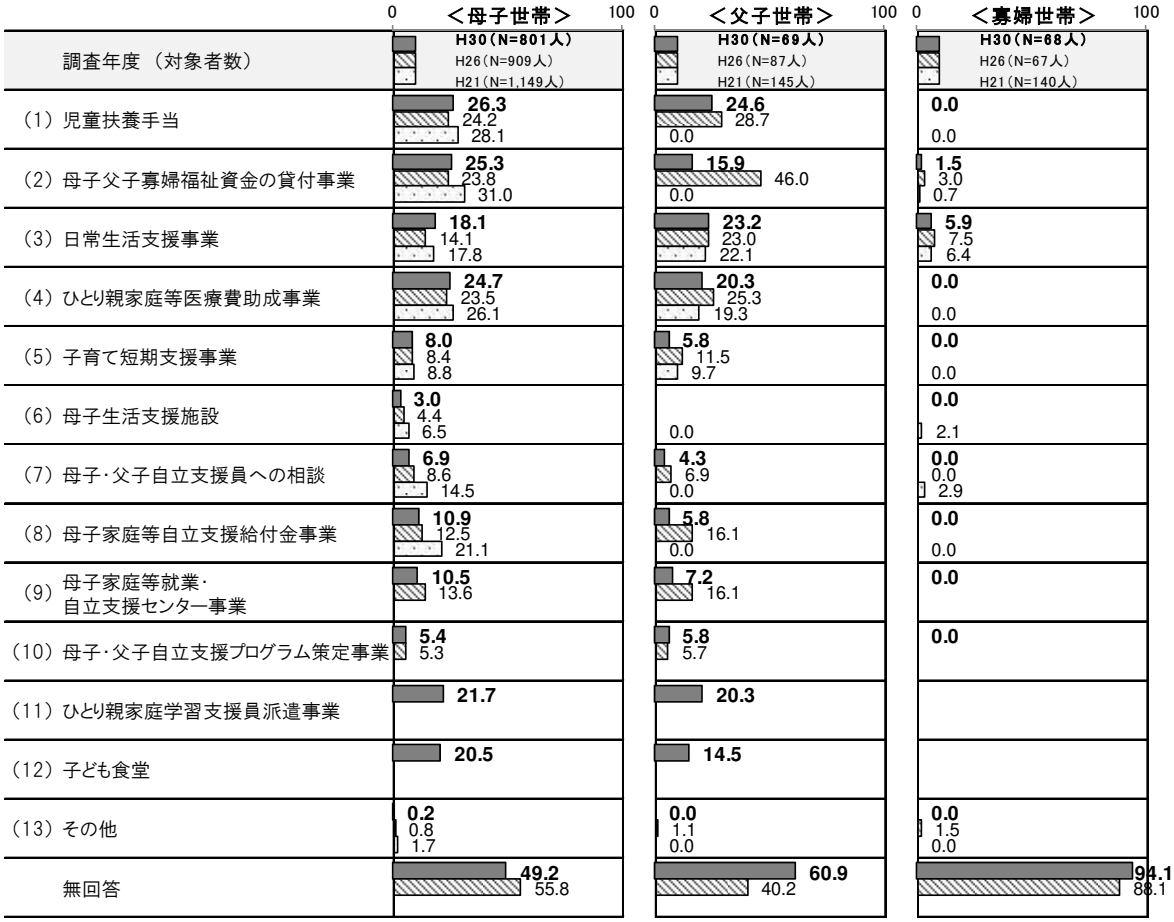

グラフ単位：（%）

３　ひとり親家庭等が抱える課題

（１）　相談・情報提供の充実

①　母子世帯、父子世帯のほとんどが、子どもの養育・進学、仕事のこと、生活費のことなどに不安や悩みを抱えており、その一方で、困ったときの主な相談相手は家族・親族や友人・知人であることが多く、公的機関や関係団体などによる支援が望ましいと考えられる方の中にもニーズに合った相談窓口につながっていない方がいる可能性が考えられることから、不安や悩みを気軽に相談でき、適切な助言や支援を受けられる環境を整えていく必要があります。

②　ひとり親家庭等に対し、今後の生活に必要な支援策などに係る情報を効果的に提供できるよう、情報提供体制や情報発信方法の充実を図る必要があります。

（２）　子育てや生活支援

①　日常生活への支援を希望する方が多く、各種支援策について周知を図るとともに、内容の充実を図る必要があります。

②　母子世帯、父子世帯の約半数が小学生以下の子どもを養育しており、就業による自立を目指すためには、安心して子どもを預けられる場所を確保することが必要です。

③　面会交流を行ったことがない母子世帯が多くなっていますが、子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、別居親の養育費を支払う意欲の向上につながるものであることなどから、子どもの意思を尊重した上で面会交流が行える環境の整備に努める必要があります。

④　ひとり親家庭のうち養育費を受けている家庭は依然として少なく、経済的に厳しい状況にあります。養育費を受けることによって安心して生活ができるよう、養育費の確保に向けた情報提供や相談支援の充実を図る必要があります。また、養育費は、子どもの生活を守り育てるために必要な費用であり、子どもの権利であり、親の責任であることを普及啓発する必要があります。

⑤　ひとり親家庭の子どもについては、経済的に余裕がないという理由で塾や習い事をしていない子どもが多いため、子どもの学習や進学の意欲を低下させることのないよう、学習支援の充実を図ることが必要です。学習支援を通じて、子どもの学習習慣の習得を図るとともに、子どもの親が学習に関する悩みなどを相談できる体制を整えることなどにより、子どもの学習支援・生活支援の充実を図る必要があります。

（３）　経済的自立のための就業支援

①　母子世帯の就業形態は常用雇用が半数に満たず、収入が少ないことや、雇用や身分が不安定であることから転職や退職を考える方もいます。

　このような状況から、安定した雇用の場を確保するとともに、就業に関する相談や情報の提供など、適切な就業支援を行う必要があります。

② 母子世帯では、年収 200 万円未満の世帯が全体の約半数を占めています。経済的自立を目指すためには、就業に有利になるような資格取得や技能習得の機会の提供が必要です。

（４） 経済的支援

ひとり親家庭になった時、困ったこととして、母子世帯では約 75%の方が生活費のことを挙げており、就業支援のみならず、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度や児童扶養手当制度、医療費の助成、就学援助制度などに関して周知するとともに、適正な貸付や給付を行う必要があります。

第３章　施策の基本的な考え方

１　基本理念

２　施策の基本目標

３　施策体系のイメージ

第３章　施策の基本的な考え方

１　基本理念

ひとり親家庭等が自立し、
安心して子どもを育てることができる環境づくり

２　施策の基本目標

１　相談・情報提供機能の充実

子育てをはじめとした生活や就業などに関するさまざまな悩みについて、身近なところで相談を受け、情報の提供や適切な助言を行うなど、相談及び情報提供機能の充実を図ります。

２　子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭の親が、安心して子どもを育てることができるよう、保育サービスや放課後児童の活動の場、子どもに対する学習支援などの健全育成、日常生活に係る支援の充実を図ります。

３　就業支援体制の充実

ひとり親家庭の親等が経済的に自立した生活を送ることができるよう、職業相談・職業能力向上のための取組みの充実を図るとともに、就業機会の創出など就業に向けた支援を推進します。

４　経済的支援の充実

母子父子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当など、ひとり親家庭等の自立を促進するための経済的支援制度についての周知に努めるとともに、適正な制度の運用を図ります。

５　関係機関の連携強化

ひとり親家庭等に対する自立支援策が総合的かつ効果的に推進できるよう、行政、企業、ＮＰＯ、その他の関係機関が連携を図りながら施策を推進します。

３　施策体系のイメージ

１　相談・情報提供機能の充実

・相談機能の充実
・情報提供機能の充実

２　子育て・生活支援の充実

・多様な保育サービス等の充実
・子どもの健全育成の充実
・養育費の確保に向けた支援の促進
・生活支援策の充実

母子家庭・父子家庭・寡婦

３　就業支援体制の充実

・母子家庭等就業・自立支援センター事業による支援
・就業に関する相談
・能力開発への支援
・就業機会の創出

４　経済的支援の充実

・母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供及び貸付
・児童扶養手当に関する情報提供及び給付
・ひとり親家庭等医療費助成の実施
・その他の経済的支援制度に関する情報提供

５　関係機関の連携強化

国　県　市　町

企業　ＮＰＯ　母子・父子福祉団体　民生委員・児童委員

社会福祉協議会　母子生活支援施設

子育てボランティア　学校・スクールソーシャルワーカー等

第４章　施策の具体的な取組み

１　相談・情報提供機能の充実

２　子育て・生活支援の充実

３　就業支援体制の充実

４　経済的支援の充実

５　関係機関の連携強化

６　施策の一覧、主な関係機関

第４章　施策の具体的な取組み

1　相談･情報提供機能の充実

子育てをはじめとした生活や就業などに関するさまざまな悩みについて、身近なところで相談を受け、情報の提供や適切な助言を行うなど相談及び情報提供機能の充実を図ります。

（1）　相談機能の充実　　※　実施主体

①　母子・父子自立支援員による相談事業の実施（※県・市）

ひとり親家庭の親の自立を促進するため、県や市の福祉事務所に配置された母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の抱えているさまざまな問題を把握し、相談に応じるとともに、その解決に必要かつ適切な助言及び情報提供を行います。

また、母子・父子自立支援員や県・市の担当職員が適切な相談を行えるよう、研修を行うなど相談体制の充実に努めます。

②　母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談事業の実施（※県・中核市）

母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の親等の就業を促進します。また、地域での生活を支援するための相談を行います。

③　一般財団法人香川県母子寡婦福祉連合会における相談事業の実施

（※（一財）香川県母子寡婦福祉連合会）

ひとり親家庭等の生活全般にわたる相談窓口として、（一財）香川県母子寡婦福祉連合会において行う相談事業を促進します。

また、ひとり親家庭の親等が、比較的時間に余裕のある夜間や休日に気軽に相談できる電話相談について、積極的な活用が図られるよう周知に努めます。

④　香川県子ども女性相談センター等における相談事業の実施（※県）

子ども、家庭に関する問題や、女性の抱えるさまざまな悩みごとについて、専門のスタッフが幅広く相談に応じます。

⑤　相談機関の周知（※県・市・町）

地域における福祉の増進を図る民生委員・児童委員、ひとり親家庭のさまざまな悩みについて相談を受ける児童家庭支援センター、乳幼児を中心とした親子が集い相互に交流や情報交換を行うほか、子育てに関する情報提供や育児相談などを行う地域子育て支援拠点、地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・援助などを行う利用者支援事業、離婚などの家庭問題の法律に関する相談を行う法テラス、関係機関と連携しながら子どもを取り巻く環境を調整するスクールソーシャルワーカー等について、周知に努めます。

（2） 情報提供機能の充実（※県・市・町）

① 母子家庭、父子家庭の多くが抱えている子どもの養育・進学、仕事のこと、生活費のことなどに関する不安や悩みを気軽に相談でき、適切な助言や支援を受けられる環境を整えるため、生活支援や就業支援などの各種制度について、ホームページや広報誌などを活用して相談内容などに応じてわかりやすく紹介するとともに、各市町の福祉担当窓口や県の福祉事務所の母子・父子自立支援員などによるきめ細やかな情報提供を行います。

2 子育て･生活支援の充実

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っています。

ひとり親家庭の親が、安心して子育てをしながら就労し、また、就業に向けた職業訓練を行えるよう、保育サービスや放課後児童の健全育成などの充実を図ります。

また、子どもの健やかな成長のため、学習や養育費の確保に向けた支援を推進します。

（1） 多様な保育サービス等の充実

① 多様な保育サービスの実施と保育所優先入所の促進（※市・町）

地域の実情に応じて、保育時間の延長を行う延長保育や日曜、祝日などに保育を必要とする子どものための休日保育、病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する病児・病後児保育などの事業を促進するとともに、パートタイム就労や疾病、介護、冠婚葬祭、育児疲れ解消などのために、一時預かり事業を促進します。

また、ひとり親家庭の親が就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 28 条の規定に基づき、特定教育・保育施設や放課後児童クラブへの優先入所を促進します。

② 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の促進（※市・町）

保護者の疾病、出産、冠婚葬祭などの緊急時や恒常的な残業などで、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で子どもを一時的に預かる短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）や夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）を促進します。

③ ファミリー・サポート・センターの設置の促進（※市・町）

地域において、子育て支援を受けたい人と支援したい人が登録し、会員同士が地域において相互に援助するファミリー・サポート・センター事業を促進します。

（2） 子どもの健全育成の充実

① 放課後児童の健全育成の充実（※市・町）

放課後などに子どもが安心して活動できる場を確保し、その健全な育成を図るため、昼間、労働などにより保護者が家庭にいない小学生の居場所となる放課後児童クラブと、地域の子どもを対象にさまざまな体験活動や地域の人との交流活動などを行う放課後子供教室を一体的に又は連携して実施する放課後児童総合プランを推進します。

② 面会交流の支援（※県・中核市）

別居親との面会交流は、子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、別居親の養育費を支払う意欲の向上につながるものであることなどから、面会交流のための連絡・調整、子どもの受け渡し、付き添い、見守りなどを行う支援団体などの周知を図るとともに、子どもの意思を尊重した上で、父母間の合意がある場合には、継続的な面会交流を支援できるよう環境の整備に努めます。

③ 学習支援の実施（※県・中核市）

ひとり親家庭の子どもは、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内で基本的な生活習慣を確立することが困難な環境にあることから、学習意欲の向上と学習習慣の習得を図るため、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援を行うとともに、あわせて子どもや保護者から学習や進学に関する相談を受ける体制を整備します。

（3） 養育費の確保に向けた支援の促進

① 情報提供（※県・市・町）

婚姻・離婚届窓口や児童扶養手当窓口などにおいて、婚姻する当事者に対して養育費などの取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、離婚届の提出時や児童扶養手当の申請時、現況届の提出時などさまざまな機会を捉えて、養育費の取決めについてのパンフレットを配布するなど情報提供を行います。

また、母子・父子自立支援員に対し、養育費の取得手続きなどに関する研修を行います。

② 法律相談事業の推進（※県・市・町）

離婚などの家庭問題の法律に関する相談を行う法テラスや国の「養育費相談支援センター」との連携を図りながら、養育費の取り決めやその履行確保など法律に関する諸問題について、弁護士などによる特別相談を推進します。

③ 裁判に要する費用の貸付け（※県・中核市）

父親又は母親からの養育費の取得に係る裁判に要する費用について、母子福祉資金貸付金または父子福祉資金貸付金の生活資金の貸付けを行います。

④ 養育費確保に向けた啓発（※県・市・町）

養育費の履行を促進する社会的機運を高めるため、母子・父子福祉団体など関係機関と連携して、養育費の支払いに関する広報・啓発活動を推進します。

（4） 生活支援策の充実

① ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施（※県・市）

ひとり親家庭等が技能習得のための通学、就職活動などにより一時的に生活援助が必要な場合または生活環境などの激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して、日常生活のサポートを行います。

また、家庭生活支援員としてひとり親家庭の親等を活用し、派遣体制の強化を図ります。

② 母子生活支援施設における支援（※県・市）

離婚などにより生活や子どもの養育が困難となった母子家庭の母が、子どもと一緒に利用できる母子生活支援施設において、家庭生活や子どもの養育などに関する問題を解決し、自立が図れるよう支援を行います。

③ 公営住宅における優先入居（※県・市・町）

住宅に困窮しているひとり親家庭が、県営住宅の入居予約登録を行うことにより優先的に入居できるよう配慮します。

また、市町営住宅における優先入居の取組みを促進します。

④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金及び転宅資金の貸付け（※県・中核市）

ひとり親家庭の親等が住宅を建設、購入、補修、改築、増築などする場合や転居する場合に、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の貸付けを行います。

3 就業支援体制の充実

ひとり親家庭の親等が経済的に自立した生活を送ることができるよう、職業相談・職業能力向上のための取組みの支援を行うとともに、就業機会の創出など就業に向けた支援を推進します。

（1） 母子家庭等就業・自立支援センター事業による支援

① 就業支援サービスの提供（※県・中核市）

ひとり親家庭の親の就業を促進するため、母子家庭等就業・自立支援センターを活用し、就業相談や講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供に努めます。

また、就業支援の実施にあたっては、ハローワークと十分に連携し、効果的な実施に努めます。

② 就業支援講習会の実施（※県・中核市）

母子家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、ひとり親家庭の親等の円滑な就業や転職を支援するため、（一財）香川県母子寡婦福祉連合会に委託して、就業に結びつく可能性の高い技能、資格取得のための就業支援講習会（パソコン講習会や介護職員初任者研修）を開催します。

また、受講者のために託児サービスを提供します。

（2） 就業に関する相談

① 母子・父子自立支援員による相談（※県・市）

福祉事務所に配置された母子・父子自立支援員が、母子父子寡婦福祉資金貸付金の相談などさまざまな機会を捉え、（一財）香川県母子寡婦福祉連合会やハローワークなどと連携して、求人情報の提供や、就業、能力開発に関する相談に応じます。

また、生活保護受給者等就労自立促進事業や、生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業などとも連携しながら、就業支援体制の充実に努めます。

② 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施（※県・市）

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親の職業的自立を支援するため、母子・父子自立支援プログラム策定員が、母子・父子自立支援員などと連携し、生活状況、就業への取組み、職業能力開発や資格取得への取組みなど、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定します。

また、策定したプログラムに基づき、ハローワークなどの関係機関とともに、就業に至るまでの支援を行い、就職後においても自立のための支援を行います。

③　母子・父子福祉団体やＮＰＯによる相談対応（※県）

母子・父子福祉団体やＮＰＯが職業紹介事業を行うに際しては、ハローワークや福祉人材センターとの連携が図れるよう、支援します。

④　ハローワーク求人情報の活用（※県）

県保健福祉事務所において、ハローワーク求人情報を活用し、就労相談の充実を図ります。

⑤　就労に関する相談窓口の設置（※県）

現在職についていない女性・高齢者などの就職を支援する「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」が実施する個別セミナーやキャリアカウンセリング、職場実習など、個々の希望に応じた就労支援を実施します。

また、同センターが、ひとり親家庭の親の雇用にも効果的に活用されるよう、周知に努めます。

（3）　能力開発への支援

①　公共職業訓練事業の実施（※県）

就職に必要な知識や技能の習得を図ることにより、ひとり親家庭の親のより安定した就業に向けた能力開発を支援するため、香川県立高等技術学校において、民間の教育訓練機関に委託し、ＯＡ経理事務科、ＯＡ医療事務科、介護初任者科などの訓練コースにひとり親家庭の親を対象とした定員枠を設けて職業訓練を実施します。

②　母子家庭等自立支援給付金事業の実施（※県・市）

ひとり親家庭の親の就業に関する知識や技能の習得を容易にするため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給し、資格取得を容易にすることで、就職の促進を図ります。

自立支援教育訓練給付金事業

教育訓練のための講座を受講する場合に受講料の一部を支給します。

母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業

就職に有利な看護師、介護福祉士、保育士などの資格取得のため、１年以上養成機関で修業する場合に高等職業訓練促進給付金を支給します。また、修業期間終了時に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

③　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付け（※県）

ひとり親家庭の親が高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すとき、入学準備金・就職準備金の貸付けを行います。

④　母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金及び生活資金の貸付け（※県・中核市）

ひとり親家庭の親等が就職するために必要な技能を習得する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金や生活資金の貸付けを行います。

（4）　就業機会の創出

①　ひとり親家庭の親等に対する起業支援（※県・中核市）

ひとり親家庭の親等が起業する場合において、適切な助言と指導のもと、母子父子寡婦福祉資金貸付金の事業資金の貸付けを行います。

②　公共的施設における雇入れの促進（※県・市・町）

母子及び父子並びに寡婦福祉法第 29 条及び第 34 条の規定に基づき、県及び市町が設置する公共的施設において、母子家庭の母や児童、寡婦の雇入れを促進します。

③　公共的施設における売店等の設置許可（※県・市・町）

公共的施設において、母子家庭の母や寡婦、母子・父子福祉団体から売店などの設置許可の申請があった場合は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 25 条及び第 34 条の規定に基づき許可するよう努めます。

④　ひとり親家庭等の雇用に関する啓発活動（※県・市・町）

事業主や県及び市町の関係団体に対して、ひとり親家庭等の雇用について理解を深めるための啓発活動や就業の促進に向けた協力要請に努めます。

国が行う、特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用助成金、キャリアアップ助成金などの制度がひとり親家庭の親の雇用に効果的に活用されるよう、ハローワークなどと連携していきます。

4 経済的支援の充実

母子父子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当など、ひとり親家庭等の自立を促進するための経済的支援制度についての周知に努めるとともに、適正な制度の運用を図ります。

（1） ひとり親家庭等を対象とする経済的支援制度の実施

① 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供及び貸付け（※県・中核市）

ひとり親家庭の親の自立や子どもの健やかな育成を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に関する情報提供を行うとともに、適正な貸付けを行います。

② 児童扶養手当に関する情報提供及び給付（※県・市・町）

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当制度に関する周知を図るとともに、適正な給付を行います。

なお、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付相談や、児童扶養手当の届出に際し、必要に応じ、就業や生活面、養育費などの相談も行い、ひとり親家庭の経済的な自立についての支援の充実を図ります。

③ ひとり親家庭等医療費助成の実施（※県・市・町）

ひとり親家庭の親と子ども、父母のいない子どもなどに対し、健康の保持及び福祉の向上を支援するため、県と市町が連携し、医療費の負担軽減を図ります。

④ その他の経済的支援制度に関する情報提供（※県・市・町）

乳幼児医療費助成制度や小中学校の就学援助、高校生や大学生などに対する奨学金、児童扶養手当受給世帯に対するＪＲ通勤定期乗車券の割引、社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付けなど、各種支援制度について情報提供を行います。

5 関係機関の連携強化

ひとり親家庭等に対する自立支援策が総合的かつ効果的に展開できるよう、行政、企業、ＮＰＯ、その他の関係機関が連携を図りながら施策を推進します。

（1） 関係機関の連携強化

① 県の役割

国の基本方針に即した自立促進計画を策定し、総合的かつ計画的にひとり親家庭等に対する施策を展開します。市の自立促進計画策定を促進するとともに、国や市、町、関係団体などとの緊密な連携を図りながら必要な支援を行います。

また、法律上の対応を必要とするひとり親家庭等への専門的な支援のため、弁護士や司法書士などとの連携のあり方について検討を行います。

② 市の役割

国の基本方針に即して、自立促進計画の策定に努めるとともに、地域の実情に応じたひとり親家庭等の自立支援策の展開と、さまざまな施策についての情報提供や周知に努めることが求められています。

③ 町の役割

子育てや生活支援など、地域の実情に応じたひとり親家庭等の自立支援策を実施するとともに、住民に身近な自治体として、ひとり親家庭等の相談に応じ、さまざまな施策についての情報提供や周知に努めることが求められています。

④ 企業等の役割

民間企業には、子育てを支援する休暇制度の充実や、子どもが病気の時など急を要する事態において休暇が取りやすい雰囲気づくりなど、ひとり親家庭の親が、円滑に仕事と子育てを両立できるように、子育てがしやすい職場環境を整備することが求められています。

⑤ 関係団体・NPO 等の役割

ひとり親家庭等に対する支援を行う団体やＮＰＯ（以下「ひとり親家庭等支援団体」という。）には、必要に応じて行政と連携・協働しながら、子育てや就業などについての多様な支援を行うことが求められています。

また、ひとり親家庭等支援団体が中心となり、リーダー研修を行うなど地域における関係機関のネットワークづくりやひとり親家庭相互の交流を促進する必要があります。

（2） 民生委員・児童委員等の地域活動の支援（※県・市・町）

地域における福祉の増進を図る民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ひとり親家庭等支援団体、学校（スクールソーシャルワーカーなど）がひとり親家庭等に対して行う相談活動などの事業を支援します。

（3） ＮＰＯ等による地域活動とひとり親家庭等の参加促進（※県・市・町）

ＮＰＯ、子育てボランティア、関係団体などが連携して情報交換や交流を行うなど、地域全体での子育て支援を促進します。

（4） 相談・情報提供をワンストップで提供する体制の推進（※県・市・町）

ひとり親家庭等が抱えるさまざまな課題や個別のニーズに対応するため、ひとり親家庭等からの相談に応じ、適切な支援を行うための制度などに関する情報をワンストップで提供する体制の推進に努めます。

また、情報共有や意見交換を行う機会を定期的に設けるなどにより、関係機関相互の連携を密にし、必要とする方に必要な情報やサービスが円滑かつ適切に届く体制の整備に努めます。

6 施策の一覧、主な関係機関

（1）施策の一覧

① 対象者及び事業実施主体

基本目標	具体的な事業	対象者			事業実施主体
		母子	父子	寡婦	
相談・情報提供機能の充実	母子･父子自立支援員による相談	○	○	○	県・市
	母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談	○	○	○	県・中核市
	一般財団法人香川県母子寡婦福祉連合会における相談	○	○	○	（一財）香川県母子寡婦福祉連合会
	香川県子ども女性相談センターにおける相談	○	○	—	県
	民生委員・児童委員による相談	○	○	○	市・町
	児童家庭支援センターにおける相談	○	○	—	県
子育て・生活支援の充実	延長保育、休日保育、病児・病後児保育、一時預かり事業	○	○	—	市・町
	特定保教育・保育施設への優先入所	○	○	—	市・町
	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	○	○	—	市・町
	ファミリー・サポート・センター事業	○	○	—	市・町
	放課後児童クラブ、放課後子ども教室	○	○	—	市・町
	養育費に関する電話相談、メール相談	○	○	—	養育費相談支援センター
	養育費の取得に係る裁判に要する費用の貸付け（母子父子福祉資金）	○	○	—	県・中核市
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	○	○	○	県・市
	母子生活支援施設への入所	○	—	—	県・市
	公営住宅への優先入居	○	○	—	県・市・町
	母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金・転宅資金）	○	○	○	県・中核市

基本目標	具体的な事業	対象者			事業実施主体
		母子	父子	寡婦	
就業支援体制の充実	母子家庭等就業・自立支援センター事業（就職情報の提供）	○	○	○	県
	母子家庭等就業・自立支援センター事業（就職支援セミナー、就職支援講習会）	○	○	○	県・中核市
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	○	○	—	県・市
	母子・父子自立支援プログラム策定員による就業相談	○	○	○	中核市
	母子・父子自立支援員による就業相談	○	○	○	県・市（中核市除く）
	公共職業訓練事業	○	○	—	県
	母子家庭等自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金事業）	○	○	—	県・市
	母子家庭等自立支援給付金事業（母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業）	○	○	—	県・市
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	○	○	—	県
	母子父子寡婦福祉資金貸付金（技能習得資金・生活資金）	○	○	○	県・中核市
	母子父子寡婦福祉資金貸付金（事業開始資金・事業継続資金）	○	○	○	県・中核市
	公共的施設における雇入れ	○	—	○	県・市・町
	公共的施設における売店等の設置許可	○	—	○	県・市・町
経済的支援の充実	母子父子寡婦福祉資金貸付金	○	○	○	県・中核市
	児童扶養手当の給付	○	○	—	県・市
	ひとり親家庭等医療費助成	○	○	—	県・市・町
	乳幼児医療費助成	○	○	—	県・市・町
	就学援助	○	○	—	市・町
	生活福祉資金貸付金	○	○	○	社会福祉協議会

② 相談内容に対応する事業

	具体的な事業		頁
（１）生活のことや子どものことに関する相談	**生活のことや子どものことに関する相談**		
	母子･父子自立支援員による相談		P34
	母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談		P34
	一般財団法人香川県母子寡婦福祉連合会における相談		P34
	香川県子ども女性相談センターにおける相談		P34
	民生委員・児童委員等地域における相談		P34
（２）子育てに関する相談	**未就学の子どもが受けられるサービスについて**		
	延長保育、休日保育、病児・病後児保育、一時預かり事業		P36
	特定教育・保育施設への優先入所		P36
	子どもの一時預かりについて		
	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）		P36
	ファミリー・サポート・センター事業		P36
	小学生の子どもが受けられるサービスについて		
	放課後児童クラブ、放課後子供教室		P36
	ひとり親家庭学習支援事業		P37
	養育費に関する相談		
	養育費に関する電話相談、メール相談		P37
（３）生活支援に関する相談	**家事援助について**		
	ひとり親家庭等日常生活支援事業		P38
	母子生活支援施設における支援		P38
（４）就業に関する相談	**仕事に関する相談**		
	母子家庭等就業・自立支援センター事業（就職情報の提供）		P39
	母子・父子自立支援員による就業相談		P39
	母子・父子自立支援プログラムの策定		P39
	ハローワーク求人情報の活用		P40
	就職に有利な資格取得等に関する相談		
	公共職業訓練事業		P40
	母子家庭等自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	P40
		母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	P40
	ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金貸付制度		P41
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	技能習得資金・就職支度資金	P41
		事業開始資金・事業継続資金	P41
（５）経済的支援に関する相談	**ひとり親になった時に受けられる給付金等**		
	児童扶養手当給付金		P42
	ひとり親家庭等医療費助成		P42
	生活資金の貸付制度について		
	母子父子寡婦福祉資金貸付金（生活資金）		P42
	生活福祉資金貸付金		P42

（３）主な関係機関

① 福祉事務所

相談窓口（就業、資格・技能の取得、自立支援給付金、養育費、その他）

母子父子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当（市）、母子生活支援施設の入所

	名　　称	所 在 地	電話番号	担当区域
県	東讃保健福祉事務所	769-2401 さぬき市津田町津田930-2	0879(29)8253	木田郡・香川郡
	中讃保健福祉事務所	763-0082 丸亀市土器町東8-526	0877(24)9960	仲多度郡・綾歌郡
	小豆総合事務所	761-4121 小豆郡土庄町渕崎甲2079-5	0879(62)1373	小豆郡
市	高松市福祉事務所	760-8571 高松市番町1-8-15	087(839)2353	高松市（下記以外）
			087(839)2384	高松市 （母子生活支援施設の入所）
	丸亀市福祉事務所	763-8501 丸亀市大手町2-3-1	0877(24)8808	丸亀市
	坂出市福祉事務所	762-8601 坂出市室町2-3-5	0877(44)5027	坂出市
	善通寺市福祉事務所	765-8503 善通寺市文京町2-1-1	0877(63)6365	善通寺市
	観音寺市福祉事務所	768-8601 観音寺市坂本町1-1-1	0875(23)3962	観音寺市
	さぬき市福祉事務所	769-2392 さぬき市寒川町石田東甲935-1	0879(26)9905	さぬき市
	東かがわ市福祉事務所	769-2792 東かがわ市湊1847-1	0879(26)1231	東かがわ市
	三豊市福祉事務所	767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373-1	0875(73)3016	三豊市

② 町役場母子福祉担当課

相談窓口（就業、資格・技能の取得、養育費、その他）

児童扶養手当

町　　名	所 在 地	電話番号
土庄町福祉課	761-4192 小豆郡土庄町甲 559-2	0879(62)7002
小豆島町健康づくり福祉課	761-4492 小豆郡小豆島町片城甲 44-95	0879(82)7038
三木町まんでがん子ども課	761-0692 木田郡三木町大字氷上 310	087(891)3322
直島町住民福祉課	761-3110 香川郡直島町 1122-1	087(892)2223
宇多津町保健福祉課	769-0292 綾歌郡宇多津町 1881	0877(49)8003
綾川町子育て支援課	761-2392 綾歌郡綾川町滝宮 299	087(876)6510
琴平町子ども・保健課	766-8502 仲多度郡琴平町榎井 817-10	0877(75)6719
多度津町健康福祉課	764-8501 仲多度郡多度津町栄町 1-1-91	0877(33)1134
まんのう町福祉保険課	766-8503 仲多度郡まんのう町吉野下 430	0877(73)0124

③ 母子・父子福祉団体

相談窓口（就業、資格・技能の取得、養育費、その他）

母子家庭等就業・自立支援センター事業

団 体 名	所 在 地	電話番号
（一財）香川県母子寡婦福祉連合会 （母子家庭等就業・就業自立支援センター）	760-0102 高松市国分寺町国分 348-2 白梅会館	087(874)1580

④ ハローワーク等

相談窓口（就業、資格・技能の取得）

名称	所 在 地	電話番号
ハローワーク高松	761-8566 高松市花ノ宮町 2-2-3	087(869)8609
しごとプラザ高松 （マザーズコーナー）	760-0054 高松市常磐町 1-9-1	087(834)8609
ハローワーク丸亀 （マザーズコーナー）	763-0033 丸亀市中府町 1-6-36	0877(21)8609
ハローワーク坂出	762-0031 坂出市文京町 1-4-38	0877(46)5545
ハローワーク観音寺	768-0067 観音寺市坂本町 7-8-6	0875(25)4521
ハローワークさぬき	769-2301 さぬき市長尾東 889-1	0879(52)2595
ハローワーク東かがわ	769-2601 東かがわ市三本松 591-1 大内地方合同庁舎内	0879(25)3167
ハローワーク土庄	761－4104 小豆郡土庄町吉ケ浦甲 6195-3	0879(62)1411

⑤ 児童相談所・婦人相談所

相談窓口（子どもや女性、家庭に対するさまざまな問題、その他）

施　　設　　名	所 在 地	電話番号	担当区域
香川県子ども女性相談センター	760-0004 高松市西宝町 2-6-32	087(862)8861	高松市・さぬき市 東かがわ市・小豆郡 木田郡・香川郡
香川県西部子ども相談センター	763-0082 丸亀市土器町東 8-526	0877(24)3173	丸亀市・坂出市・三豊市 善通寺市・観音寺市 仲多度郡・綾歌郡

⑥ 社会福祉協議会

名称	所 在 地	電話番号
香川県社会福祉協議会	高松市番町 1-10-35	087-861-0545
高松市社会福祉協議会	高松市福岡町 2-24-10	087-811-5666
丸亀市社会福祉協議会	丸亀市大手町 2-1-7	0877-22-5700
坂出市社会福祉協議会	坂出市寿町 1-3-38	0877-46-5078
善通寺市社会福祉協議会	善通寺市文京町 2-1-4	0877-62-1614
観音寺市社会福祉協議会	観音寺市坂本町 1-1-6	0875-25-7773
さぬき市社会福祉協議会	さぬき市寒川町石田東甲 935-1	0879-26-9940
東かがわ市社会福祉協議会	東かがわ市湊 1809	0879-26-1122
三豊市社会福祉協議会	三豊市山本町辻 333-1	0875-63-1014
土庄町社会福祉協議会	小豆郡土庄町甲 611-1	0879-62-2700
小豆島町社会福祉協議会	小豆郡小豆島町片城甲 44-95	0879-82-5318
三木町社会福祉協議会	木田郡三木町大字氷上 310	087-891-3317
直島町社会福祉協議会	香川郡直島町 3694-1	087-892-2458
宇多津町社会福祉協議会	綾歌郡宇多津町 1900	0877-49-0287
綾川町社会福祉協議会	綾歌郡綾川町滝宮 276	087-876-4221
琴平町社会福祉協議会	仲多度郡琴平町榎井 891-1	0877-75-1371
多度津町社会福祉協議会	仲多度郡多度津町西港町 127-1	0877-32-8501
まんのう町社会福祉協議会	仲多度郡まんのう町生間 415-1	0877-77-2991

⑦ その他の関係機関

団 体 名	所在地	電話番号
香川スクールソーシャルワーカー協会	765-0013 香川県善通寺市文京町三丁目 2-1 四国学院大学 西谷研究室内	0877-62-2111

第４期香川県ひとり親家庭等自立促進計画

令和２年３月

香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課
〒760-8570　香川県高松市番町四丁目１番１０号
ＴＥＬ：087-832-3283　ＦＡＸ：087-806-0207
Ｅ-mail：kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
https：//kagawa-colorful.com